

令和6年第2回（3月）みなかみ町議会定例会会議録第1号

令和6年3月5日（火曜日）

議事日程 第1号

令和6年3月5日（火曜日）午前9時開議

- | | |
|-------|--|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 会期の決定 |
| 日程第 3 | 議長諸報告 |
| 日程第 4 | 請願・陳情文書表 |
| 日程第 5 | 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて |
| 日程第 6 | 議案第 4号 みなかみ町教育長の任命について |
| 日程第 7 | 議案第 5号 みなかみ町教育委員会委員の任命について |
| 日程第 8 | 議案第 6号 旧一葉亭解体工事（第3期）請負契約の締結について |
| 日程第 9 | 議案第 7号 みなかみ町監査委員条例の一部を改正する条例について |
| 日程第10 | 議案第 8号 みなかみ町課設置条例の一部を改正する条例について |
| | 議案第 9号 みなかみ町職員定数条例の一部を改正する条例について |
| 日程第11 | 議案第10号 みなかみ町消防団条例の一部を改正する条例について |
| 日程第12 | 議案第11号 みなかみ町都市計画税条例の一部を改正する条例について |
| 日程第13 | 議案第12号 みなかみ町介護保険条例の一部を改正する条例について |
| 日程第14 | 議案第13号 みなかみ町印鑑条例の一部を改正する条例について |
| 日程第15 | 議案第14号 みなかみ町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について |
| 日程第16 | 議案第15号 みなかみ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 日程第17 | 議案第16号 みなかみ町水道事業給水条例及びみなかみ町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第18 | 議案第17号 みなかみ町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について |
| 日程第19 | 議案第18号 みなかみ町営住宅管理条例の一部を改正する条例について |
| 日程第20 | 議案第19号 みなかみ町空家等対策協議会設置条例の一部を改正する条例について |
| 日程第21 | 議案第20号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について |
| 日程第22 | 議案第21号 町道路線廃止について |
| | 議案第22号 町道路線認定について |
| 日程第23 | 議案第23号 令和5年度みなかみ町一般会計補正予算（第6号）について |
| | 議案第24号 令和5年度みなかみ町介護保険特別会計補正予算（第1号）について |

- 日程第24 議案第25号 令和6年度みなかみ町一般会計予算について
議案第26号 令和6年度みなかみ町国民健康保険特別会計予算について
議案第27号 令和6年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計予算について
議案第28号 令和6年度みなかみ町介護保険特別会計予算について
議案第29号 令和6年度みなかみ町水道事業会計予算について
議案第30号 令和6年度みなかみ町下水道事業会計予算について

日程第25 一般質問

- ◇ 鈴木美香 君 …… 1. 新しい年度に向けての目標と庁舎内の接遇について
2. 給食費無償化への次の段階と地域食材の活用について
3. 2地域居住推進に向けて
- ◇ 茂木法志 君 …… 1. 災害等に必要なた避難所整備について
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（14人）

1番	河合史将君	2番	江口樹君
3番	石坂欣也君	4番	牧田直己君
5番	茂木法志君	6番	星野宗央君
7番	鈴木美香君	8番	阿部清君
9番	高橋視朗君	10番	高橋久美子君
11番	森健治君	12番	小林洋君
13番	高橋市郎君	14番	石坂武君

欠席議員 なし

会議録署名議員

5番	茂木法志君	12番	小林洋君
----	-------	-----	------

職務のため議場に出席した事務職員の職氏名

議会事務局長	原澤達也	書記	泉雪江
書記	桑原孝治		

説明のため出席した者

町長	阿部賢一君	教育長	田村義和君
総務課長	高野明夫君	財政課長	林市治君
企画課長	小池俊弘君	税務会計課長	高橋一夫君
町民福祉課長	中西紀子君	子育て健康課長	入澤はるみ君
環境課長	原沢智章君	上下水道課長	鈴木伸史君
農林課長	原澤真治郎君	観光商工課長	鈴木和幸君
地域整備課長	林昇君	学校教育課長	河合博市君
生涯学習課長	丸山浩文君	水上支所長	萩原達也君
新治支所長	合沢衛君		

開 会

午前9時 開会

議 長（石坂 武君） おはようございます。

本日、議員各位におかれましては、諸般にわたりご多忙のところ定刻までにご参集いただきまして誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は14名で定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。これより令和6年第2回3月みなかみ町議会定例会を開会いたします。

町長挨拶

議 長（石坂 武君） 本定例会に際し、町長より挨拶の申出がありましたので、これを許可いたします。

町長阿部賢一君。

（町長 阿部賢一君登壇）

町 長（阿部賢一君） 皆さん、おはようございます。

石坂議長のお許しをいただきましたので、3月定例議会開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

新たな季節の訪れを告げる啓蟄のときを迎え、柔らかな陽射しの中にも春の萌芽を見かける時期となりました。議員各位におかれましては、大変年度末のお忙しい時期にもかかわらずご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

また、議会閉会中におきましても、施策協議や調査活動をはじめ、各常任委員会等にご尽力いただきました。精力的な議員活動に対し、改めて敬意を表する次第であります。

さて、3月1日には、利根商業高等学校の卒業式に臨み、新たな世界への一步を踏み出す卒業生の皆さんに対し、お祝いの言葉を述べさせていただきました。

また、同日、カルチャーセンターにおきましては、みなかみ町農林業フォーラムが開催され、農林水産省の佐藤農村政策部長による基調講演や、みなかみ町が目指す農林業をテーマとしたパネルディスカッションが行われました。地産地消や6次産業化について活発な議論が交わされ、今後の町における農林業の方向性について大変刺激を受けたイベントとなりました。

また、3月3日には、第7回若山牧水みなかみ紀行短歌大会が同じくカルチャーセンターにおいて開催され、石坂議長、田村教育長とともに参加いたしました。この大会では、サラダ記念日の著者で歌人の俵万智さんをはじめ、伊藤一彦さん、小島なおさんをお迎えしてのトークショーがあり、全国より多数の方が来町され、「みなかみ旅と自然」をテーマに大いに盛り上がりました。

それぞれ議員各位におかれましては、ご多忙中にもかかわらずご出席をいただきましたことに感謝と御礼を申し上げます。

さて、本定例会に提案いたします案件につきましては、諮問1件、人事2件、契約1件、

条例13件、補正予算2件、当初予算6件、その他3件の計28件であります。詳細につきましては、後ほど説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます、開会に当たっての挨拶といたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

開 議

議 長（石坂 武君） これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付いたしました議事日程第1号のとおりであります。

議事日程第1号により、議事を進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議 長（石坂 武君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において指名いたします。

5番 茂 木 法 志 君

12番 小 林 洋 君 を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議 長（石坂 武君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、議会運営委員会にも諮りまして、本日3月5日より3月14日までの10日間といたしたい考えであります。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（石坂 武君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日3月5日より3月14日までの10日間とすることに決定されました。

日程第3 議長諸報告

議 長（石坂 武君） 日程第3、議長諸報告を行います。

これより議会閉会中の主な事項について報告いたします。

12月定例会閉会後の15日には、ノルンみなかみスキー場安全祈願祭及び草津町にて開催の湯けむりフォーラム2023、18日、みなかみ町合同スキー場開き、19日、水

上高原スキーリゾート安全祈願祭及び水上高原藤原スキー場安全祈願祭、23日、町営赤沢スキー場降雪・安全祈願祭が開催され、出席いたしました。

令和6年を迎え、1月5日、群馬県議会新春交流会及び上毛新聞社新年交歓会、7日、みなかみ町消防団出初め式が挙行され、出席いたしました。日頃より地域住民のため、防火・防災活動に取り組まれている消防団員の皆様に対し、改めて感謝の意を表すところでもあります。

また、同日7日は、二十歳の集いが挙行され、出席いたしました。対象者の皆様には、これを契機として大いに活躍されることを期待するものであります。12日、みなかみ町新年賀詞交歓会、13日、みなかみ町ゲートボール協会定期総会、15日、定例利根郡議長会、利根沼田広域市町村圏振興整備組合議員協議会が開催され、出席いたしました。19日、みなかみ町婦人会定例会及び群馬県町村議会議長会理事会、26日、FM OZE 賀詞交歓会及びみなかみ町スポーツ協会新年会、29日、みなかみ町商工会新年会、30日、猿ヶ京温泉やど倶楽部新年会が開催され、出席いたしました。

2月に入り、10日は、太田市長、太田市議会議長ほかとの意見交換会、18日、赤沢スキー場フィナーレイベント、2月19日、定例利根郡議長会、利根沼田広域市町村圏振興整備組合議員協議会、利根沼田学校組合議員協議会、20日、群馬県町村議会議長会定期総会、21日、利根川源流水源地域ビジョン推進協議会が開催され、出席いたしました。29日、台南市議会より表敬訪問があり、対応をいたしました。

3月に入り、1日は農林業フォーラム、3日は第7回若山牧水みなかみ紀行短歌大会表彰式が開催され、出席いたしました。

その他の日程は、議会事務局で閲覧くださるようお願いいたします。

以上をもちまして、議長諸報告といたします。

日程第4 請願・陳情文書表

議長（石坂 武君） 日程第4、請願・陳情文書表を議題といたします。

今期定例会における請願・陳情はお手元に配付いたしました文書表のとおりであります。

[巻末 参考資料]

議長（石坂 武君） 以上、文書表のとおり所管の委員会に付託いたしますので、よろしく願いいたします。

日程第5 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

議長（石坂 武君） 日程第5、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めること

についてを議題といたします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長阿部賢一君。

(町長 阿部賢一君登壇)

町長(阿部賢一君) 諮問第1号についてご説明を申し上げます。

現在、人権擁護委員として平成30年7月よりご活躍いただいておりますみなかみ町藤原4002番地の蛭谷利孝さんが令和6年6月30日をもって任期満了となりますので、前橋地方法務局長から後任委員の推薦依頼が来ております。つきましては、新たにみなかみ町大穴93番地3、中澤裕子さんを推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

中澤裕子さんにおかれましては、婦人団体の構成員として広く社会の実情に通じ、人格、識見に優れ、人権擁護委員として適任者であります。

よって、適任とのご意見をいただきたく、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げ、説明といたします。

議長(石坂 武君) 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

諮問第1号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(石坂 武君) ありませんので、これにて諮問第1号の質疑を終結いたします。

これより諮問第1号について、提案理由のとおり、適任との意見とすることに対する討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(石坂 武君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(石坂 武君) ありませんので、これにて諮問第1号の討論を終結いたします。

諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。

本案は提案理由のとおり適任との意見とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(石坂 武君) ご異議なしと認めます。

よって、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては適任との意見に決定されました。

日程第6 議案第4号 みなかみ町教育長の任命について

議長(石坂 武君) 日程第6、議案第4号、みなかみ町教育長の任命についてを議題といたします。

ここで、田村義和教育長の退席を求めます。

(教育長 田村義和君退席)

議長(石坂 武君) 町長より、提案理由の説明を求めます。

町長阿部賢一君。

(町長 阿部賢一君登壇)

町長(阿部賢一君) 議案第4号についてご説明を申し上げます。

現在、みなかみ町教育長としてご活躍いただいております田村義和氏が3月31日をもって任期満了となります。引き続き、同氏をみなかみ町教育長として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

田村義和氏は、平成30年4月から、みなかみ町教育長として令和4年4月の統合中学校開校をはじめ、現在進行中である月夜野地区の小学校統合など、町の教育行政に多大な貢献をされました。豊富な経験を持ち、人格、識見とも申し分なく、誠実、円満なお人柄であり、みなかみ町教育行政の責任者として適任者であります。

なお、任期につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第5条第1項の規定により、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間です。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

議長(石坂 武君) 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第4号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(石坂 武君) ありませんので、これにて議案第4号の質疑を終結いたします。

これより議案第4号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(石坂 武君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(石坂 武君) ありませんので、これにて議案第4号の討論を終結いたします。

議案第4号、みなかみ町教育長の任命についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(石坂 武君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号、みなかみ町教育長の任命については原案のとおり同意されました。

ここで、田村義和教育長の退席を解きます。

(教育長 田村義和君着席)

議長（石坂 武君） 日程第7、議案第5号、みなかみ町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長阿部賢一君。

（町長 阿部賢一君登壇）

町長（阿部賢一君） 議案第5号についてご説明を申し上げます。

現在、教育委員として令和2年よりご活躍いただいております登坂季子氏が3月31日をもって任期満了となります。引き続き、同氏を教育委員として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

登坂季子氏は、豊富な経験を持ち、人格、識見とも申し分なく、教育委員として適任者であります。

なお、任期につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第5条第1項の規定により、令和6年4月1日から令和10年3月31日までの4年間であります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（石坂 武君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第5号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ありませんので、これにて議案第5号の質疑を終結いたします。

これより議案第5号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ありませんので、これにて議案第5号の討論を終結いたします。

議案第5号、みなかみ町教育委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号、みなかみ町教育委員会委員の任命については原案のとおり同意されました。

日程第8 議案第6号 旧一葉亭解体工事（第3期）請負契約の締結について

議長（石坂 武君） 日程第8、議案第6号、旧一葉亭解体工事（第3期）請負契約の締結について

てを議題といたします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長阿部賢一君。

(町長 阿部賢一君登壇)

町 長(阿部賢一君) 議案第6号についてご説明申し上げます。

旧一葉亭解体工事の請負契約を締結するものであります。令和6年2月29日に、条件付一般競争入札を行った結果、4億8,730万円で、みなかみ町後閑1334番地1、有限会社月建設、代表取締役、大槻アサ子が落札いたしました。当該者を契約の相手方として工事請負契約を締結いたしたく、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議 長(石坂 武君) 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第6号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(石坂 武君) ありませんので、これにて議案第6号の質疑を終結いたします。

これより議案第6号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(石坂 武君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(石坂 武君) ありませんので、これにて議案第6号の討論を終結いたします。

議案第6号、旧一葉亭解体工事(第3期)請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(石坂 武君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号、旧一葉亭解体工事(第3期)請負契約の締結については原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第7号 みなかみ町監査委員条例の一部を改正する条例について

議 長(石坂 武君) 日程第9、議案第7号、みなかみ町監査委員条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長阿部賢一君。

(町長 阿部賢一君登壇)

町 長(阿部賢一君) 議案第7号についてご説明を申し上げます。

令和5年5月8日に公布された地方自治法の一部を改正する法律において、みなかみ町監査委員条例において引用している同法の規定に条ずれが生じたので、これを改正するものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（石坂 武君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第7号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ありませんので、これにて議案第7号の質疑を終結いたします。

これより議案第7号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ありませんので、これにて議案第7号の討論を終結いたします。

議案第7号、みなかみ町監査委員条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号、みなかみ町監査委員条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第8号 みなかみ町課設置条例の一部を改正する条例について

議案第9号 みなかみ町職員定数条例の一部を改正する条例について

議長（石坂 武君） 日程第10、議案第8号、みなかみ町課設置条例の一部を改正する条例について及び議案第9号、みなかみ町職員定数条例の一部を改正する条例についての2件を一括議題といたします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長阿部賢一君。

（町長 阿部賢一君登壇）

町長（阿部賢一君） 議案第8号及び第9号について関連がありますので、一括してご説明を申し上げます。

議案第8号の改正内容につきましては、みなかみ町公共下水道事業及びみなかみ町農業集落排水事業が令和6年4月1日より公営企業会計に移行することに伴い、みなかみ町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例に基づく事業として整理し、本条例の上下水道課分掌事務から削除するものであります。

議案第9号の改正内容につきましては、公営企業法の適用に伴い、地方自治法172条第3項の規定により、本条例の公営企業に携わる職員の定数を6人から7人に改正するものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

議長（石坂 武君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第8号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ありませんので、これにて議案第8号の質疑を終結いたします。

次に、議案第9号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ありませんので、これにて議案第9号の質疑を終結いたします。

議長（石坂 武君） これより議案第8号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ありませんので、これにて議案第8号の討論を終結いたします。

議案第8号、みなかみ町課設置条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号、みなかみ町課設置条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

議長（石坂 武君） これより議案第9号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ありませんので、これにて議案第9号の討論を終結いたします。

議案第9号、みなかみ町職員定数条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号、みなかみ町職員定数条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第10号 みなかみ町消防団条例の一部を改正する条例について

議長（石坂 武君） 日程第11、議案第10号、みなかみ町消防団条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長阿部賢一君。

（町長 阿部賢一君登壇）

町長（阿部賢一君） 議案第10号についてご説明を申し上げます。

町の安心安全の要として消防防災体制の中核的な役割を果たす活動をしている消防団員の処遇改善に向け、消防庁長官通知「消防団員の報酬等の基準の策定等について」により、報酬の額等が示されたことを踏まえ、条例中の報酬額を引き上げる改正等を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

議長（石坂 武君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第10号について質疑はありませんか。

8番阿部君。

8番（阿部 清君） 議案第10号、消防団員の報酬額の改正ということで、出動報酬について伺います。

4時間未満の出動、1回につき4,000円、4時間以上の出動、1回につき8,000円に改正されるわけですが、火災時等の出動時間の根拠となる算定基準を伺います。

議長（石坂 武君） 総務課長。

（総務課長 高野明夫君登壇）

総務課長（高野明夫君） 阿部清議員のご質問にお答えいたします。

出動報酬算出に係る出動時間の確認につきましては、メール配信で出動要請があつてから現場での幹部集合によって解散がされるまでの時間となります。

出動団員につきましては、幹部集合の人員報告と分団から提出される業務日誌を確認しまして、実績とさせていただきますと思っております。

以上でございます。

議長（石坂 武君） ほかにありませんか。

8番阿部君。

8番（阿部 清君） 火災発生の際のメールのお知らせから鎮火後の集合解散までが基準ということで、また、各分団からの業務日誌、活動日誌、活動記録に基づく実績ということですが、なぜこの質問をしたかという、通常の建物火災は1時間か、長くても2時間半ほどで鎮火になりますが、解散後も地元の団員などは残り火による再燃火災防止のために現場に残ることが度々あります。そうした場合は、4時間を超えることもありますので、そうした実情に応じた報酬も思いまして、質問させていただきました。

今回、業務日誌で報告ということでもありますので、また今後、この報酬、個人支給にな

るようですので、出動した団員、個人に対しての確認の徹底もお願いしたいと思います。

もう一点ですけれども、4時間以上の出動について伺います。

災害時や捜索活動での出動は、長時間の活動が予測されます。過去には、日付をまたいだ出動や夜通しの警戒などの事例もありました。4時間以上の出動、1回につき8,000円と明記されていますが、1回とは何時間までが1回なのか、その点について伺います。

議長（石坂 武君） 総務課長。

（総務課長 高野明夫君登壇）

総務課長（高野明夫君） お答えいたします。

出動報酬について、出動時間が4時間以上となった場合の基準につきましては、時間を基準とする考えではなくて、出動の回数と考えております。夜間、日にちをまたいで出動した場合につきましては、この報酬が1回の出動を基準としておりますので、出動してからの時間で計算をいたします。ただし、大規模災害についてはこの限りでないというふうに考えています。いろいろな状況が想定されますが、出動が数日になる場合は、出動後に一時解散するまでを一区切りとして、再度出動した場合は、同じ災害でも2回目というふうに考えております。

議長（石坂 武君） ほかにありませんか。

阿部君。

8 番（阿部 清君） 日づけをまたいだ場合でも、1回につきということで、長時間必要になった場合は、一度解散して再度出動してもらった回数により出動するということですが、災害が継続しているときの解散の判断は非常に難しいと思いますので、4時間以上の出動報酬については8時間までとかいろいろ、もう少し分かりやすい明記が今後必要になると思います。

いずれにしても、この改正により、団員に過重な負担がかからないよう、無理のない公正な対応をお願いします。これについては、回答は要りません。

以上です。

議長（石坂 武君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ありませんので、これにて議案第10号の質疑を終結いたします。

これより議案第10号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ありませんので、これにて議案第10号の討論を終結いたします。

議案第10号、みなかみ町消防団条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号、みなかみ町消防団条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第11号 みなかみ町都市計画税条例の一部を改正する条例について

議長（石坂 武君） 日程第12、議案第11号、みなかみ町都市計画税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長阿部賢一君。

（町長 阿部賢一君登壇）

町長（阿部賢一君） 議案第11号についてご説明を申し上げます。

都市計画税は、地方税法702条の規定により、都市計画法に基づいて行われる都市計画事業に要する費用に充てるため、条例で定める区域の土地、家屋を課税客体として課税しております。水上地区における都市計画事業が完了したため、周辺地域との税負担の公平性に鑑みて、目的税である都市計画税の課税区域の見直しを行うものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（石坂 武君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第11号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ありませんので、これにて議案第11号の質疑を終結いたします。

これより議案第11号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ありませんので、これにて議案第11号の討論を終結いたします。

議案第11号、みなかみ町都市計画税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第11号、みなかみ町都市計画税条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第12号 みなかみ町介護保険条例の一部を改正する条例について

議長（石坂 武君） 日程第13、議案第12号、みなかみ町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長阿部賢一君。

（町長 阿部賢一君登壇）

町長（阿部賢一君） 議案第12号についてご説明を申し上げます。

介護保険第1号被保険者の保険料につきましては、保険者である市町村が3年ごとに介護保険事業計画の見直しを行い、保険料に反映させることが介護保険法の中で規定をされております。それに伴い、令和6年度から令和8年度までの第1号被保険者の保険料等を改正するものであります。

今回の計画の見直しでは、介護サービス見込量等の推計や来年度からの、プラス1.59%の介護報酬改定等の影響を踏まえ、3年間に必要な第1号被保険者の介護保険料を算出しています。保険料の改定幅につきましては、制度利用に伴う給付費総額を必要最小限にとどめるとともに、介護給付費準備基金を活用することで、保険料の上昇抑制に努めたところです。

また、介護保険法施行令の改正により、国の標準段階が9段階から13段階に変更され、標準乗率等が見直されたことに伴う所要の改正も併せて行うものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（石坂 武君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第12号について質疑はありませんか。

6番星野君。

6番（星野宗央君） 介護保険料が上がるということなんだと思うんですけども、今、物価高騰で非常に私の家も大変なことになっていて、なぜこの今苦しい状態のときに介護保険料が上がるのかということと、どのぐらいの方が上がるようになるのかお答えいただけますか。

議長（石坂 武君） 町民福祉課長。

（町民福祉課長 中西紀子君登壇）

町民福祉課長（中西紀子君） 星野議員のご質問にお答えいたします。

まず、なぜ介護保険料を上げなければならないのかということなんですが、3年に一度は見直しをするということが言われておりますので、それに基づいて今回は計算をさせていただきました。介護保険料につきましては、介護サービスの利用状況によっても変わってきますので、それに足りるような形で介護保険料のほうの積算はしております。

それと、どのぐらいの方が上がるかということなんですけれども、先日、委員会のほうでも説明をさせていただきましたが、階層ごとに現在、私のほうで資料として持ち合わせておりますのが、所得階層ごとの軽減割合というデータを持っておりまして、第5段階、標準の基準の金額になるんですが、その方が一番多くて、18.8%ぐらいの方がい

らっしゃいます。

以上です。

議長（石坂 武君） ほかにありませんか。

6 番星野君。

6 番（星野宗央君） この生活保護世帯とか非課税世帯は下がるということになっているかなと思うんですけども、意外と生活困窮している方にはこの間、結構手当が町からも出ていて、国からも出ていたりとかするんですけども、非課税ではないんですけども、所得としては低い方々が一番大変な状況になっていると思います。

それと、なかなか所得が上がらない状況でもあるので、もう少し負担を増やすということに対しては慎重になされたほうがいいのかなと思いますのと、昭和村の話で聞いたんですけども、昭和村は全体的に下がるということももちろんあるわけなので、やっぱり負担増については慎重にしたほうがいいんじゃないかと思うんですけども、どうでしょうか。

議長（石坂 武君） 町長。

（町長 阿部賢一君登壇）

町長（阿部賢一君） どうしても上げないように努力を精いっぱいしました。だから、そのために基金も活用させて抑えて、精いっぱい努力をして、こういう形になっているわけです。ただいまの昭和村は昭和村さんの事情がありますので、それはみなかみ町の事情と昭和村さんの事情は違いますので、その辺は自治体によって違う部分は、これはしようがないなと思うんですけども、精いっぱい努力して審議委員会で揉んでもらって、とにかく抑えようと努力したのがこの数字ですので、その辺についてはご理解いただきたい。全体の介護を運営していく上で、こういう形になった。

また、1.59%の報酬の改正なんかも、やっぱりそれも影響は多少はしているんじゃないかというふうに思いますので、全体の介護保険を健全に運営していくためには、この数字だということをご理解いただきたい。それも、限りなく努力をして、星野議員が今おっしゃるように大変厳しい中で、本当は上げたくないです。でも、運営全体を考えた場合には、もう利用者が増えたりする中を考えれば、やはりご理解をいただきたいというふうに思います。

議長（石坂 武君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ありませんので、これにて議案第12号の質疑を終結いたします。

これより議案第12号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

6 番星野君。

（6 番 星野宗央君登壇）

6 番（星野宗央君） 6 番星野宗央です。

この介護保険料の改定につきまして、反対の立場で討論を行いたいと思います。

町長がおっしゃられたとおり、頑張って頑張ってやった結果、上がるということなんで

すけれども、頑張って頑張ってさらに頑張ってください、住民負担の軽減にもぜひとも力をさらに注いでいただきまして、介護保険料の値上げというよりも据置きにさせていただきたいと思って、反対討論といたします。よろしく願いいたします。

議長（石坂 武君） 次に、賛成討論の発言を許します。

1 番河合議員。

（1 番 河合史将君登壇）

1 番（河合史将君） 議案第12号について、賛成の立場から討論を行います。

介護保険制度は、住み慣れた地域で、いずれも健やかに暮らせるよう、また介護が必要になっても安心して自立した生活を送れるよう、社会全体で支えていこうという仕組みです。今後、高齢化が一層に進むと、様々な介護サービスに係る給付額の増加が余儀なくされ、また、質の確保も重要になってきます。

当町においては、高齢化率が41.9%と国、県の高齢化率を大きく上回っているとともに、第1号被保険者の独り暮らし世帯や第1号保険者のみの世帯は高齢化を反映して、ますます増加する一方であります。第2号被保険者は、減少傾向が見られます。介護保険事業を運営するための財源は、介護サービスに要する費用の50%が国、県及び町で負担する公費で賄われ、残りの50%が第1号保険者及び第2号被保険者の保険料で賄われております。

第9期介護保険事業計画期間中の第1号被保険者の保険料の推計は、これまでの取組を踏まえて、後期高齢者人口の増加や介護報酬の改定等を考慮し、検討を重ねられたものであり、結果、当町の場合、要支援要介護の認定者数が多く、介護給付費が増加傾向にあるため、保険料の上昇は避けられない状況にあるものと認識しております。

しかし、増額に当たっての介護保険料の所得段階を負担能力に応じた内容になるよう平準化し、低所得者への配慮がなされ、介護給付費準備基金の取崩しなど保険料の基準額引下げのための負担軽減が図られています。今後、介護保険医療制度の良質な事業展開と利用者に対する真に必要なサービス提供ができる環境の整備を図るためにも、本議案に賛成するものであります。

以上、議員各位のご賛同を心からお願い申し上げ、私の賛成討論といたします。

議長（石坂 武君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ありませんので、これにて議案第12号の討論を終結いたします。

議案第12号、みなかみ町介護保険条例の一部を改正する条例についてを起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（石坂 武君） 起立多数であります。

よって、議案第12号、みなかみ町介護保険条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第13号 みなかみ町印鑑条例の一部を改正する条例について

議長（石坂 武君） 日程第14、議案第13号、みなかみ町印鑑条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長阿部賢一君。

（町長 阿部賢一君登壇）

町長（阿部賢一君） 議案第13号についてご説明を申し上げます。

令和3年5月19日に公布されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律において、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律が改正され、マイナンバーカードの利便性の抜本的向上のため、マイナンバーカード所持者について電子証明書の移動端末設備、いわゆるスマートフォンへの搭載が可能となりました。これにより、当該条例において規定するマイナンバーカードの電子証明書を利用して、コンビニ等で印鑑登録証明書を交付する手続きについて、スマートフォンを利用して交付する手続を追加する改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（石坂 武君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第13号について質疑はありませんか。

6番星野君。

6番（星野宗央君） 非常に便利になっていくのはいいことなのかなと思うんですけども、これは町内以外でも取得できるようになるということなんでしょうか。

議長（石坂 武君） 町民福祉課長。

（町民福祉課長 中西紀子君登壇）

町民福祉課長（中西紀子君） 星野議員のご質問にお答えいたします。

取得できるというのは、コンビニ交付とかで取れるかということですか。取れます。

議長（石坂 武君） ほかにありませんか。

6番星野君。

6番（星野宗央君） ほかでも取れるようになるということで、非常に便利になっていくというのは本当に、先ほど言ったとおり、いいことなんだとは思いますが、便利になればなるほど何となく安全なのかな、本当に大丈夫なのかなというのが私ちょっとありまして、正直、私、マイナンバーカードというのはいまだに持っていないんですけども、スマートフォンで使えるようになるというと、落としたらどうなのかなというのがあるんですけども、安全性についてはどうなんでしょうか。

議長（石坂 武君） 町長。

（町長 阿部賢一君登壇）

町長（阿部賢一君） 安全だと思います。

議長（石坂 武君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ありませんので、これにて議案第13号の質疑を終結いたします。

これより議案第13号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ありませんので、これにて議案第13号の討論を終結いたします。

議案第13号、みなかみ町印鑑条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第13号、みなかみ町印鑑条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第14号 みなかみ町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について

議長（石坂 武君） 日程第15、議案第14号、みなかみ町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長阿部賢一君。

（町長 阿部賢一君登壇）

町長（阿部賢一君） 議案第14号についてご説明を申し上げます。

令和6年1月25日に介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、町が指定権者となる介護事業の基準等を規定している4つの条例について、省令に基づき所要の改正を行うものであります。

みなかみ町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、みなかみ町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、みなかみ町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、みなかみ町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、以上の4つの条

例の主な改正内容は、サービス種類ごとに異なりますが、事業所管理者の責務及び兼務範囲の明確化、身体拘束等の適正化の推進、ウェブサイトへの重要事項等の掲載及び公表、居宅介護支援事業所が町から指定を受けて介護予防支援を行う場合の取扱い等を改正するものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（石坂 武君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第14号について質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ありませんので、これにて議案第14号の質疑を終結いたします。

これより議案第14号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ありませんので、これにて議案第14号の討論を終結いたします。

議案第14号、みなかみ町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第14号、みなかみ町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等については原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第15号 みなかみ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議長（石坂 武君） 日程第16、議案第15号、みなかみ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長阿部賢一君。

（町長 阿部賢一君登壇）

町長（阿部賢一君） 議案第15号についてご説明を申し上げます。

令和5年12月26日に公布された母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令において、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

主な改正内容は、特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項についての書面の掲示等を義務づけている規制について、当該掲示に加えてインターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならないこととする見直しを行うものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（石坂 武君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第15号について質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ありませんので、これにて議案第15号の質疑を終結いたします。

これより議案第15号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ありませんので、これにて議案第15号の討論を終結いたします。

議案第15号、みなかみ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第15号、みなかみ町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第16号 みなかみ町水道事業給水条例及びみなかみ町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について

議長（石坂 武君） 日程第17、議案第16号、みなかみ町水道事業給水条例及びみなかみ町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長阿部賢一君。

（町長 阿部賢一君登壇）

町長（阿部賢一君） 議案第16号についてご説明を申し上げます。

今回の改正は、水道法の一部改正に伴い令和6年4月1日より水道整備・管理行政の権限等が厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管されることから、関係条例の一部を改正するものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（石坂 武君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第16号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ありませんので、これにて議案第16号の質疑を終結いたします。

これより議案第16号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ありませんので、これにて議案第16号の討論を終結いたします。

議案第16号、みなかみ町水道事業給水条例及びみなかみ町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第16号、みなかみ町水道事業給水条例及びみなかみ町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第17号 みなかみ町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について

議長（石坂 武君） 日程第18、議案第17号、みなかみ町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長阿部賢一君。

（町長 阿部賢一君登壇）

町長（阿部賢一君） 議案第17号についてご説明を申し上げます。

昨年度に続き、借換えに係る特例制度の継続に伴う措置であります。群馬県では、中小企業者への支援策及び小口資金に係る返済負担の軽減策として、平成15年度以降、融資を受けている事業者の売上げが減少等の要件を満たす場合、平成21年12月から借換え要件緩和の特例措置を行っています。

群馬県から、令和6年度も引き続き実施する旨の通知がありましたので、みなかみ町も連携して運用するため改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたしま

す。

議長（石坂 武君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第17号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ありませんので、これにて議案第17号の質疑を終結いたします。

これより議案第17号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ありませんので、これにて議案第17号の討論を終結いたします。

議案第17号、みなかみ町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第17号、みなかみ町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第18号 みなかみ町営住宅管理条例の一部を改正する条例について

議長（石坂 武君） 日程第19、議案第18号、みなかみ町営住宅管理条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長阿部賢一君。

（町長 阿部賢一君登壇）

町長（阿部賢一君） 議案第18号についてご説明申し上げます。

本件につきましては、町営住宅の入居率を増加させるため改正を行うものです。

主な改正内容は、第6条の2で単身入居可能な団地として、高日向団地、大穴団地、鹿野沢団地及び藤原団地を定めておりますが、新たに上布施団地を追加するものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（石坂 武君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第18号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ありませんので、これにて議案第18号の質疑を終結いたします。

これより議案第18号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(石坂 武君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(石坂 武君) ありませんので、これにて議案第18号の討論を終結いたします。

議案第18号、みなかみ町営住宅管理条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(石坂 武君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第18号、みなかみ町営住宅管理条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第19号 みなかみ町空家等対策協議会設置条例の一部を改正する条例について

議長(石坂 武君) 日程第20、議案第19号、みなかみ町空家等対策協議会設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長阿部賢一君。

(町長 阿部賢一君登壇)

町長(阿部賢一君) 議案第19号についてご説明を申し上げます。

令和5年6月14日に公布された空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律において、みなかみ町空家等対策協議会設置条例において引用している同法の規定に条ずれが生じたので、これを改正するものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長(石坂 武君) 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第19号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(石坂 武君) ありませんので、これにて議案第19号の質疑を終結いたします。

これより議案第19号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(石坂 武君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(石坂 武君) ありませんので、これにて議案第19号の討論を終結いたします。

議案第19号、みなかみ町空家等対策協議会設置条例の一部を改正する条例についてを

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(石坂 武君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第19号、みなかみ町空家等対策協議会設置条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。再開を10時30分とします。

(午前10時14分 休憩)

(午前10時30分 再開)

議長(石坂 武君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第21 議案第20号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について

議長(石坂 武君) 日程第21、議案第20号、群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長阿部賢一君。

(町長 阿部賢一君登壇)

町長(阿部賢一君) 議案第20号についてご説明を申し上げます。

本議案は、本年4月1日から群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体に富岡市及び榛東村が加入するため、また、負担金の算定基礎となる対象職員数の明確化及び団体割負担金の新設による負担金算出方法を改正し、群馬県市町村公平委員会共同設置規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第252条の7第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により議会の議決を得たく、提案するものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長(石坂 武君) 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第20号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(石坂 武君) ありませんので、これにて議案第20号の質疑を終結いたします。

これより議案第20号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(石坂 武君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長（石坂 武君） ありませんので、これにて議案第20号の討論を終結いたします。

議案第20号、群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第20号、群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議については原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第21号 町道路線廃止について

議案第22号 町道路線認定について

議長（石坂 武君） 日程第22、議案第21号、町道路線廃止について及び議案第22号、町道路線認定についての2件を一括議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長阿部賢一君。

（町長 阿部賢一君登壇）

町長（阿部賢一君） 議案第21号及び第22号について一括してご説明を申し上げます。

町の道路計画により認定されている町道の3路線を廃止し、新たに5路線を認定するものであります。

議案第21号については、町道の一部廃止に伴う組替えが3路線、総延長1,745メートルを廃止するものであります。

議案第22号については、廃止路線に伴う組替えが4路線、月夜野統合小学校建設敷地接道として1路線、計5路線、総延長1,737メートルを認定するものであります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

議長（石坂 武君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第21号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ありませんので、これにて議案第21号の質疑を終結いたします。

次に、議案第22号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ありませんので、これにて議案第22号の質疑を終結いたします。

議長（石坂 武君） これより議案第21号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(石坂 武君) ありませんので、これにて議案第21号の討論を終結いたします。
議案第21号、町道路線廃止についてを採決いたします。
本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(石坂 武君) ご異議なしと認めます。
よって、議案第21号、町道路線廃止については原案のとおり可決されました。

議長(石坂 武君) これより議案第22号について討論に入ります。
まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(石坂 武君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(石坂 武君) ありませんので、これにて議案第22号の討論を終結いたします。
議案第22号、町道路線認定についてを採決いたします。
本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(石坂 武君) ご異議なしと認めます。
よって、議案第22号、町道路線認定については原案のとおり可決されました。

日程第23 議案第23号 令和5年度みなかみ町一般会計補正予算(第6号)について
議案第24号 令和5年度みなかみ町介護保険特別会計補正予算(第1号)について

議長(石坂 武君) 日程第23、議案第23号、令和5年度みなかみ町一般会計補正予算(第6号)について及び議案第24号、令和5年度みなかみ町介護保険特別会計補正予算(第1号)についての2件を一括議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長阿部賢一君。

(町長 阿部賢一君登壇)

町長(阿部賢一君) 議案第23号及び第24号について一括してご説明申し上げます。

最初に、議案第23号についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8億6,377万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ178億2,998万円とするものであります。

歳出補正につきましては、2款総務費、1項総務管理費8億104万円の増額は、産官学連携による観光拠点整備事業5億1,550万円及びふるさと応援基金管理事業2億円が主なものです。

3項戸籍住民基本台帳費246万4,000円の増額は、戸籍管理事業です。

3款民生費、2項児童福祉費82万円の増額は、いはるこども園管理運営事業です。

7款商工費、2項観光費699万2,000円の増額は、武尊青少年旅行村等管理運営事業209万円及び観光センター1階管理運営事業490万2,000円です。

8款土木費、2項道路橋梁費2,546万5,000円の減額は、町道後閑1号幹線道路改良事業4,050万円の減額が主なものです。

4項都市計画費4,400万円の増額は、町道真政悪戸線整備事業です。

5項住宅費327万8,000円の増額は、町営住宅維持管理事業です。

10款教育費、5項社会教育費3,065万円の増額は、中央公民館管理運営事業165万円及びカルチャーセンター管理運営事業2,900万円です。

続いて、財源となる歳入補正につきましては、地方交付税1億4,789万5,000円の増額は、普通交付税です。

使用料及び手数料1,170万円の増額は、真沢ファーム交流施設使用料です。

国庫支出金2億4,968万4,000円の増額は、既存観光拠点再生・高付加価値化推進事業補助金2億2,970万円が主なものです。

寄附金4億8,580万円の増額は、ふるさと寄附金2億円及び地方創生応援税制寄附金2億8,580万円です。

町債3,130万円の減額は、過疎対策事業債です。

次に、令和5年度から6年度への繰越明許費は、第2表のとおりであります。関係機関、地元等との調整に不測の日数を要したなど、年度内に事業の完了が見込めないため、総額で13億5,498万6,000円の繰越明許をお願いするものです。

また、地方債補正につきましては、第3表のとおりです。

以上が一般会計の補正内容であります。

次に、議案第24号についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,310万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億2,110万6,000円とするものです。

歳出の補正につきましては、7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金4,310万6,000円の増額は、償還金事業です。

続いて、財源となる歳入補正につきましては、繰入金1,418万9,000円の増額は、介護給付費準備基金繰入金です。

繰越金2,891万7,000円の増額は、繰越金です。

以上が介護保険特別会計の補正内容であります。

よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

議長（石坂 武君） 提案理由の説明が終了しました。

お諮りいたします。

議案第23号、令和5年度みなかみ町一般会計補正予算（第6号）について及び議案第24号、令和5年度みなかみ町介護保険特別会計補正予算（第1号）についての2件の質疑以降について、後日の本会議において審議したいと思っておりますが、これにご異議ござい

せんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(石坂 武君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第23号、令和5年度みなかみ町一般会計補正予算(第6号)について及び議案第24号、令和5年度みなかみ町介護保険特別会計補正予算(第1号)についての2件の質疑以降については、後日の本会議において審議することに決定されました。

- 日程第24 議案第25号 令和6年度みなかみ町一般会計予算について
議案第26号 令和6年度みなかみ町国民健康保険特別会計予算について
議案第27号 令和6年度みなかみ町後期高齢者医療特別会計予算について
議案第28号 令和6年度みなかみ町介護保険特別会計予算について
議案第29号 令和6年度みなかみ町水道事業会計予算について
議案第30号 令和6年度みなかみ町下水道事業会計予算について

議長(石坂 武君) 日程第24、議案第25号、令和6年度みなかみ町一般会計予算についてから議案第30号、令和6年度みなかみ町下水道事業会計予算についてまでの以上6件を一括議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長阿部賢一君。

(町長 阿部賢一君登壇)

町長(阿部賢一君) 議案第25号から第30号まで一括してご説明を申し上げます。

議案第25号から順次説明をさせていただきます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ159億円と決めました。前年度対比11.0%の増であります。

歳出の主な内容を申し上げます。

1款議会費1億1,655万9,000円は、議員報酬等です。

2款総務費2億7,240万3,000円は、総務管理費が2億9,772万9,000円で、主なものは職員人件費等の一般管理費1億9,170万9,000円、企画費3億8,230万4,000円及び地域振興費3億1,237万1,000円です。

3款民生費2億9,060万円は、社会福祉費が2億7,057万7,000円で、主なものは障害者福祉費5億8,266万9,000円及び介護保険費5億1,268万9,000円です。また、児童福祉費は9億6,350万8,000円で、主なものは児童手当費の児童措置費2億1,972万5,000円及び保育等施設費5億4,460万8,000円です。

4款衛生費1億2,441万2,000円は、保健衛生費が5億3,600万円で、主なものは予防費1億6,063万5,000円及び国民健康保険費1億7,120万3,000円です。また、清掃費は6億4,540万円で、主なものは奥利根アメニティパーク管理費4億6,067万1,000円です。

5款労働費1,611万円は、主に勤労者生活資金融資の貸付金です。

6款農林水産業費7億2,528万9,000円は、農業費は5億732万1,000円で、主なものは農業振興費1億2,606万4,000円及び農地費1億6,117万9,000円です。また、林業費は2億1,796万8,000円で、主なものは林業振興費2億267万5,000円です。

7款商工費5億5,072万6,000円は、商工費が1億1,421万1,000円で、主なものは商工業振興費6,320万円です。また、観光費は4億3,651万5,000円で、主なものは観光総務費2億839万4,000円です。

8款土木費2億7,003万4,000円は、道路橋梁費が11億1,969万2,000円で、主なものは橋梁維持費2億7,717万円及び除雪費4億1,208万円です。また、都市計画費は7億8,751万8,000円で、主なものは公共下水道費6億6,867万円です。

9款消防費は5億4,991万5,000円で、主なものは利根沼田広域消防費の常備消防費3億3,297万4,000円及び非常備消防費9,754万4,000円です。

10款教育費は30億4,144万5,000円で、主なものは小中学校統合推進事業等の教育総務費19億7,767万円及び利根沼田学校組合への地方交付税交付事業などの高等学校費4億4,266万1,000円です。

12款公債費17億9,155万5,000円は、町債の元利償還金及び一時借入金利子です。

13款諸支出金125万4,000円は、土地開発公社に対する補助金等です。

次に、財源となる歳入の主な内容は、町税30億964万1,000円、地方消費税交付金4億円、地方交付税47億8,000万円、国庫支出金13億1,980万2,000円、県支出金8億1,540万円、繰入金26億6,745万2,000円及び町債16億4,380万円です。

なお、地方交付税等の依存財源については、国の地方財政計画等を参考に、また町税等の自主財源については、過去の実績や最近の傾向等に基づき算出をしております。

債務負担行為については、第2表のとおりであります。施設の指定管理等について債務負担行為の設定をお願いするものであります。

また、地方債については、第3表のとおりであります。有利な起債を優先的に活用し、総額で16億4,380万円とします。内訳は、臨時財政対策債3,760万円、過疎債5億5,560万円、合併特例債9億円、緊急防災・減災事業債1億5,060万円です。

以上が一般会計の概要であります。

次に、議案第26号についてご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億4,600万円と決めました。前年度対比0.3%の減であります。

歳出の主な内容を申し上げます。

1款総務費1,451万7,000円は、総務管理費1,181万6,000円及び徴税費255万円等です。

2 款保険給付費 1 億 5,096 万 2,000 円は、療養諸費 1 億 2,085 万 3,000 円及び高額療養費 2 億 2,060 万 2,000 円等です。

3 款国民健康保険事業納付金 5 億 9,000 万 2,000 円は、医療給付費分 3 億 9,400 万 1,000 円及び後期高齢者支援金等分 1 億 4,800 万 1,000 円等です。

次に、財源となる歳入の主な内容は、国民健康保険税 3 億 7,755 万円、県支出金 1 億 6,971 万 4,000 円及び繰入金 2 億 2,026 万 4,000 円です。

以上が国民健康保険特別会計の概要であります。

次に、議案第 27 号についてご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 6,500 万円と決めました。前年度対比 11.3%の増であります。

歳出の主な内容を申し上げます。

1 款総務費 4 億 31 万 7,000 円は、総務管理費 7 億 3 万 3,000 円及び徴収費 3 億 58 万 4,000 円です。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金 3 億 3,786 万 5,000 円は、保険料負担金等です。

4 款保健事業費 1,301 万 7,000 円は、健康診査事業です。

次に、財源となる歳入の主な内容は、後期高齢者医療保険料 2 億 3,641 万 5,000 円及び繰入金 1 億 606 万 6,000 円です。

以上が後期高齢者医療特別会計の概要であります。

次に、議案第 28 号についてご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 30 億 100 万円と決めました。前年度対比 0.8%の増であります。

歳出の主な内容を申し上げます。

1 款総務費 2,766 万円は、総務管理費 4 億 12 万 1,000 円及び介護認定審査費 1,834 万 2,000 円等です。

2 款保険給付費 2 億 3,000 万円は、介護サービス等諸費 2 億 9,244 万 7,000 円、介護予防サービス等諸費 8,503 万円等です。

3 款地域支援事業費 6,882 万 1,000 円は、介護予防・生活支援サービス事業費 5,258 万円及び包括的支援・任意事業費 950 万円等です。

次に、財源となる歳入の主な内容は、介護保険料 5 億 4,559 万 5,000 円、国庫支出金 7 億 4,793 万 1,000 円、支払基金交付金 7 億 8,011 万 9,000 円、県支出金 4 億 2,879 万 1,000 円及び繰入金 4 億 4,153 万 3,000 円です。

以上が介護保険特別会計の概要であります。

次に、議案第 29 号についてご説明申し上げます。

収益的収入では、水道事業収益が 4 億 300 万円で、その主なものは水道料金です。

収益的支出では、水道事業費用が 3 億 7,600 万円で、主なものは営業費用の原水及び浄水費の 9,376 万 2,000 円並びに減価償却費 1 億 1,698 万円です。

資本的収入では、水道事業資本的収入が 2 億 6,100 万円で、主なものは企業債 1 億

8,042万2,000円及び補助金5,707万8,000円です。

資本的支出では、水道事業資本的支出が3億6,100万円で、主なものは建設改良費の施設改良工事費2億629万1,000円及び固定資産購入費7,779万9,000円です。

以上が水道事業会計の概要であります。

次に、議案第30号についてご説明申し上げます。

下水道事業会計につきましては、総務大臣通知、公益企業会計の適用の推進に基づき、令和6年度より公営企業会計に移行いたします。

収益的収入7億5,100万円で、公共下水道事業収益が5億7,746万6,000円で、その主なものは営業収益の公共下水道使用料1億7,985万5,000円及び営業外収益の他会計負担金2億5,921万9,000円です。

収益的支出7億4,700万円で、公共下水道事業費用が5億7,507万6,000円で、主なものは営業費用の流域下水道維持管理費1億7,804万5,000円及び減価償却費2億6,116万円です。

資本的収入4億2,700万円で、公共下水道事業資本的収入が3億1,735万4,000円で、主なものは一般会計出資金1億8,320万円です。

資本的支出4億7,600万円で、公共下水道事業資本的支出が3億6,316万1,000円で、主なものは企業債償還金2億4,100万円です。

以上が下水道事業会計の概要であります。

議案第25号から第30号まで一括して説明させていただきました。よろしくご審議の上、ご議決賜りますよう申し上げ、提案理由の説明といたします。

議長（石坂 武君） 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

質疑につきましては、後日、予算連合審査会を開催いたしますので、詳細につきましてはそちらでお願いいたします。ここでは、大枠のところの質疑とさせていただきます。

まず、議案第25号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ありませんので、これにて議案第25号の質疑を終結いたします。

次に、議案第26号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ありませんので、これにて議案第26号の質疑を終結いたします。

次に、議案第27号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ありませんので、これにて議案第27号の質疑を終結いたします。

次に、議案第28号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（石坂 武君） ありませんので、これにて議案第28号の質疑を終結いたします。

次に、議案第29号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

の構築に関するものです。

今回、申し訳ございません。給食費についての質問は時間配分がちょっと読めないため、最後に回させていただきたいと思います。これにつきましては、先日、議長はじめ当局からの許可をいただいておりますことを申し添えさせていただきます。

まず1つ目、新しい年度に向けての目標と庁舎内の接遇についてです。

令和6年度4月から始まるに当たっての町の方向性と意気込みをお伺いしたいと思いますが、その前段として、令和5年度についてお伺いすることが大事だと思いました。

まず町長、令和5年度の振り返りとして、この1年をどのように捉えますでしょうか。

議長（石坂 武君） 町長。

（町長 阿部賢一君登壇）

町長（阿部賢一君） 鈴木美香議員の一般質問に答弁させていただきます。

5年度を振り返って、簡単に一言で言えば、無我夢中で本当に誠心誠意、町民のために汗をかくという覚悟で過ごした1年でした。年度途中でありますけれども、町民生活及び町民福祉の向上と農林業や観光業の一層の充実を図った年でありました。ある程度、だんだん成果が見えてきているのではないかなというふうには感じております。

また、月夜野地区における小学校統合については、所在地を現在の桃野小近くで、名称も月夜野小学校ということで、議会のご議決も賜ったところであります。前もいろいろ、念頭の挨拶でも拝見したと思うんですけれども、合併前の自治体の名前、水上町、新治村、月夜野町のそれぞれの旧自治体が小学校名として残すことができた、これは議会の方のご議決のたまものであります。また、目標としている令和8年4月の開校を目指して、学校教育課を中心に鋭意今努力を進めているところでありますし、本年度についてもそれが重要な仕事になるかというふうに考えております。

振り返ってということは、大枠で申し上げるとすれば、そういう1年だったということでもあります。

議長（石坂 武君） 鈴木君。

（7番 鈴木美香君登壇）

7番（鈴木美香君） コロナウイルス感染症が5類移行され、行動制限がなくなり、多くのイベントや行事が開催されております。我がみなかみ町も観光業や商業、学校対応も、コロナ禍を経て新たな対応を含めた日常が移ろいでおります。

そのような中、過日の全員協議会では、令和6年度予算書が配付され、みなかみ町の未来に期待しながら、各課の施策や予定を確認させていただきました。細かい事業については後日の連合審査でお伺いいたしますが、この予算を組むに当たって、町として令和6年度力を入れていきたい施策をお伺いします。あわせて、大事にしている要素などがありましたら、お伺いさせていただきます。

議長（石坂 武君） 町長。

町長（阿部賢一君） 令和6年度力を入れていきたいという、先ほど冒頭の答弁でもさせていただいたように、統合小学校の建設というのが1つの大きな柱になるかというふうを考えております。今後もそこへ注力、一層開校に向けて協力しながら進めていくということでありま

す。

また、町が中心となって、これから生産から消費までということで、この間、鈴木美香議員も農林業フォーラムに出席していただいたと思います。有機農業の推進だったりとか、また学校給食へ有機農産物の提供、また観光施設等への販路拡大、有機農産物の設置コーナーなど、要するに地域の魅力を生かした農業の推進、安心・安全な暮らしの実現を目指していきたいというふうにも考えております。先般、この間お話ししましたけれども、オーガニックビレッジ宣言についても、令和6年度より新規に農林課を中心に取り組む予定となっております。

また、定住・移住の事業も、やっぱりこれも大事な施策だというふうに考えております。関係人口、交流人口を増やす上でも、そういう面においてもいろいろと取り組んでいきたい、当然のことだと思っております。また、子育て世代への住宅整備補助の強化などもしっかり取り組んで、引き続き、住環境の整備にも取り組んでいきたいというふうに考えております。

先ほど、冒頭震災に対するお見舞いの言葉があったかと思いますが、町も随時、議会でも報告をさせていただいておりますけれども、給水車と職員を派遣しております。また、今後も要請があれば、随時対応するという用意はしているということでもあります。

いずれにせよ、町民が主役のまちづくりというものは、やっぱり基本理念として、これからもしっかりとその思いを心に刻んで進めていきたいと思っています。先ほど振り返ってというお話なんですけれども、町長と語る会、おかげさまで13回ほど開催されまして、それも1つの振り返ってということになりますと、自分としてはいろいろな意見を聞いたことは、1つの成果かなというふうに考えております。

またいろいろご協力をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（石坂 武君） 鈴木君。

（7番 鈴木美香君登壇）

7番（鈴木美香君） 様々な阿部町長のフットワークのよさに期待させていただいております。

みなかみ町は、コロナ禍においてもアフターコロナを見据え、大企業との連携協定や国・県の事業を進めてきていると思います。町としてそれらの事業の対象になったきっかけとか要因、理由についての分析というのはされていますでしょうか。

議長（石坂 武君） 町長。

町長（阿部賢一君） 民間とか国とか県との分析。協定を結んでいるということは、いい関係をもちろん構築できているというふうに思っていますし、やはり、行っていろいろ会って、理屈ではなくて感情に訴えて話をしてきますので、やはりただ行って事務的に、私もそれぞれ県とか国とかそれぞれ民間の企業のトップの方ともお会いするときがありますけれども、やはり理屈じゃなくて、感情でみなかみ町のいろいろな課題だったりみなかみ町の思いだったりということをしかりと、熱量を加えて訴えてきております。やはりそういうことが多少なりともいろいろな成果として、やはり先ほど申し上げましたように、いろいろな面で多少なりとも現れてきていると思いますし、ある意味、またみなかみには、そういう意味では、民間も含めて着目していただいているのかなというふうに感じております。

営業という意味では、その部分が営業になるのかなというふうに思っておりますし、また、いろいろ県だとか国の公的機関との連携というのは、やはり教育や福祉とかDX化の推進なんかについては、多種多様な面でいずれも財政的支援や人的・物的支援、それに伴う情報交換などが今後も大変重要となってくると思いますので、職員の皆さんにもそういう公的機関との情報の共有というものを重視するようというところは指示をしているところであります。

議長（石坂 武君） 鈴木君。

（7番 鈴木美香君登壇）

7番（鈴木美香君） 本当に阿部町長の熱量を伝える、その伝えるものがみなかみ町の強みを知ってこそその営業ができるというところだと思います。そこに町民とか子供たちが誇りに思える町としての魅力があって、民間企業にとっても企業版ふるさと納税の対象候補に挙げるなどにつながっていくのだと思います。

みなかみの強みを生かした事業、また先駆的な事業は、私たち町民にとってもみなかみはすごいねと言われてもらえる誇れるものになります。今までも町独自の取組として過去に一般質問もさせていただきましたが、ユネスコエコパークへの認定への先駆けとなったみなかみ・水・「環境力」宣言や乳幼児健診のスポットビジョンスクリーナー導入による弱視発見検査、地域通貨MINAKAMI HEARTも、ほかの自治体より早く取り組みました。SDGs未来都市選定もまた自伐型林業を中心としたみなかみの強みを生かしたものだと思います。

過日、山本県政においての予算発表があり、群馬モデルという言葉が折々に飛び出しておりましたが、町の首長として新年度に向け、みなかみモデルなるものがおありかと思いますが、これ、ちょっと質問しようかと思ったんですが、先ほどのご答弁の中に、オーガニック宣言というのをこれからやっていくというようなお答えをいただきましたので、質問を続けさせていただきます。

4月からいよいよ新年度になります。今、町長から新年度の決意をいただきましたが、町民へのお約束の言葉として受け止めさせていただきたいと思います。言葉の次は実践になるんですね。行政として大事なものの1つに、接遇があるかと思います。つまり来庁者への対応です。

これも大事なこととして、前町長にはご質問させていただきました。そのときの議事録を読み返しますと、かなりきつい内容が残っていました。町民のお言葉をお伝えしたのですが、窓口に行っても挨拶しない、笑顔もない、きよろきよろしても誰も声をかけない、カウンターに立ってもパソコンから目を離さない。気づいても誰かほかの人がやってくれるだろうと目でほかの人を促す、そして、職員の大半が名札をつけていないとお伝えさせていただきました。そして、私の意見として併せて一番心配なのが職員の皆様の命の保障です。ナイフなどの刃物を持っていたり、ガソリンや灯油、発火物など危険を所持した人が来たときに、視線が行き届かないと対応が遅れるということやほかの来庁者はもちろん町職員の命の安全を守るためにも、来庁者への心がけをまずは上司である皆さんからやっていただきたいと思いますが、いかがでしょうかとお伺いさせていただきました。当時、

阿部町長も議員でいらっしゃいましたから、記憶にあるかと思いますが、そのような質問の答弁で、行政は町の最大サービス業、来庁者へ接遇改善について、来庁者への挨拶とか名札をつけるとか、そういった周知徹底をするように指導してきた。住民の皆様からご指摘があるということですので、これは謙虚に受け止めさせていただきまして、職員に対してさらなる指導周知を行っていきたいというふうに思いますと、当時答えていただいたんですが、しかしながら、残念ではありますが、いまだ町民の皆様からのご指摘は同じです。

まずは、名札に関してなんですが、今、名刺入れを兼務したストラップホルダーを首にかけている方も多いですが、そもそもこれ、セキュリティカードキーに対応させた大手企業が始めたものだと思います。業務するに当たって、名札を首からかける必要があるのかお伺いします。

議長（石坂 武君） 町長。

町長（阿部賢一君） 名札を首からかける必要があるかないか、クールビズなんかも影響しているのかなとは思うんですよね。当時、スーパークールビズなんかで名札をつける、こういうシャツなんかのときに、首から下げるようになったんだと思います。今回のご指摘で、こういう名札がいいというのであれば、また両方併用できるようなことを検討したいと思えます。

接遇でそういう質問を美香議員がしたということは、承知はしております。やはりそういう厳しい意見があるということは、真摯にこちらも受け止めさせていただいております。私も就任してからほとんどの課長会議のときには、おっしゃるようなことの改善を課長会議では口頭で伝えております。本当に口が酸っぱくなるぐらい、挨拶は基本なので、おはようございます、こんにちは、例えば先ほど来庁された方に対しても、何も見て見ぬふりをするような職員がいるというお話、だから積極的に町民の方が、恐らく1階が主な来庁者の方が一番多いんだと思いますけれども、声かけも積極的にしてくださいと、素通りするんじゃないかと、こんにちは、今日はご要件は何ですかと、そのぐらいのことは一般常識、社会通念上、当然のことだと思いますよね。ですから、それは酸っぱく言っています。

だから、その変化に私も期待しているところでありまして、今日こちらに座っている課長の皆さんも、それは課員の方々、職員の方々には十分それは伝えていってくださっているんだと思います。だから、最後は人となりというんですか、人と接することが苦手な方とかいろいろそういう方もいるんだと思います。その辺については、それはもう大人なので、仕事上でできる範囲でやはりそういう親切な対応、町民の立場になって親切に対応するよということ、私も常々課長会議等でも口頭で伝えてしているところでもあります。

またもし何かあれば、ぜひ遠慮なく言っていただきたい、こちらへ話をつなげて、それぞれの課の課長さんなりに伝えていただければ、改善するよう努めさせていただきます。姿勢はそういう姿勢でいますので、ご理解いただきたいと思えます。

けれども、申し訳ないんですけども、多少、私のところにもらうメールの中には、よくなったという、そういう変わったということをおっしゃっている複数の町民の方もいるのも事実です。だから、そういう形で、ちょっと変わりつつは来ているのかなというふうにはちょっと感じているところでもあります。いずれにせよ、何か気づいた点があれば、

ぜひ言っていたきたいと思います。よろしくをお願いします。

議長（石坂 武君） 鈴木君。

（7番 鈴木美香君登壇）

7番（鈴木美香君） ほかの自治体では、名字を平仮名表記にして着用というところもあります。

これは、個人情報の観点からだとは思いますが、住民からすれば、自分の個人情報を扱う役場の人の名前が分からないことも、不安になる要素になりかねません。以前、当町でもフルネームの名札をつけていた職員さんがいらっしやいまして、お話を伺ったら、やはり町の仕事の責任があるとの言葉をいただきました。仕事に対しての責務を背負った姿は本当に素敵でした。ほかの自治体同様、個人情報やカスタマーハラスメント対応として、フルネームではなくてもよいのです。名札着用の徹底を再指導していただきたいと思います。その際、名札は、できたら、ぜひみなかみ町内の明るめの木材を使った読みやすい名札をつけていただけたら、ちょっといいのかななんて、何かの話のきっかけになるのかななんて思いました。名札は仕事に対してのプライド、社会的責任の現れでもありますので、ぜひ管理職の皆様、町長、率先垂範を意識していただきたいと思います。そして、役場内を安心できる場所として、住民サービスに努めていただきたいと思います。

次の質問ですが、冒頭申したとおり、順番を変え、先に二地域居住推進についてお伺いします。

国の推進する二地域居住の考え方や受け入れ方を町としてどのように捉えているかお伺いします。

議長（石坂 武君） 町長。

町長（阿部賢一君） ちょっと答弁に入る前に、1階に防犯カメラも設置しました。先ほど、刃物とかいろいろな、そういうのがあったので、一応防犯カメラを設置してあります。

二地域居住推進、これは、本年2月9日に閣議決定されたんですね。この二地域居住推進を通して、地方への人の流れを創出、拡大するためとして、広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律の一部を改正する法律案が2月9日に閣議決定されたということであり、地方への人の流れの創出、拡大が喫緊の課題である一方、やっぱり感染症を経て、U・I・Jターンを含む若者、子育て世代を中心に、二地域居住に対するニーズが高まっており、関係人口の創出、そして拡大をし、魅力的な地域にしていくということだと思います。

るる細かい部分もあるんですけども、美香議員については、この辺はもう承知していると思います。町にとっては、これがあろうがなかろうが、やはり一層の推進はしていきたいというふうに考えております。地理的にも恵まれたみなかみ町でありますので、そういう形で、交流人口の増加や移住・定住へこれは直結するものだと思いますので、しっかりと推進はしていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（石坂 武君） 鈴木君。

（7番 鈴木美香君登壇）

7番（鈴木美香君） 二地域居住は、おっしゃったとおり、関係人口の創出による経済効果が大き

なメリットになるんですが、本拠地をみなかみにしていただかなくては、人口増、税収の増加にはつながりません。国土交通省によりますと、今回の改正案では、3つの大きな柱の中で市町村の役割が大きく占めています。改正法案を受け、今後どのように進めるかお伺いします。

議長（石坂 武君） 町長。

町長（阿部賢一君） 改正法案はもちろんいろいろあります。ただ、もちろんそれにのっとってやるのがこの事業だと思うんですけども、今それがなくても、先ほど申し上げましたようにこれがなくても、今までと同じに、移住・定住、関係人口、そしてみなかみのよさをどんどん外に発信して、来てもらうようにはしていきたい。こういうことがなくても、移住・定住にはつながるし、ましてやこういう二地域居住になっていくんだというふうに考えています。

議長（石坂 武君） 鈴木君。

（7番 鈴木美香君登壇）

7番（鈴木美香君） この法案の中で、先ほど、市町村の役割という話をさせていただいたんですが、町の権限や取組の支援策について国も後押しするような内容ですので、必要とする施策の中で、国の予算の対象となるものがスムーズに進められるよう準備をしていただき、さらなる地域活性を促していただきたいと思います。

先ほどお話も出ていました先日の3月1日のカルチャーセンターで行われた町長がご登壇されたみなかみの農林業フォーラムでも、農林水産省農村振興局佐藤一絵農村政策部長の基調講演の中で、2月27日に法案がございましたので、また、翌日3月2日に前橋で行われた自伐型林業フォーラムでは、みなかみ町にお家を建てられた移住の方が登壇され、自伐型林業とみなかみ町の魅力について、時間をオーバーしながらもお話しされているのを拝聴させていただきました。

地方創生、地方分散という中で、みなかみ町の強みであるアクセスのよさを生かし、さらなる農業や観光における関係人口や交流人口の受入れに移住・定住促進に力を入れていただきたいと思います。

最後の質問になります。給食費無償化への次の段階と地域食材の活用についてになります。

過去3回、給食費無償化を求める一般質問をさせていただきました。前回、段階的にお答えになったこの先の取組と、前回あえて外した地域食材の利用についてお伺いします。

給食費に関しては、町民の方からも折々に、今の時代、子供が少ないのだから無償にしてもいいのではないかと。ほかのところではやっているよねとのお声をいただいております。今年1月初めに地元真政地区の初区議会の後、休日にもかかわらず、町長をはじめ課長の皆様に来ていただきまして、町長と語る会、先ほど13回開いたというお話がありました。が、同席させていただきました。

区の課題に関わる議題の後、その他のところで、参加者の方から給食費無償化についてのご質問があり、お孫さんを持つ年齢層の方からも、周辺自治体の無償化の波の中で、推進に向け理解されていると感じました。現在、日本政府においても、小中学校の給食費無

償化の検討を始めており、調査や議論が活発に行われております。

今、群馬県では35ある市町村の中で21自治体が小中学校の給食費完全無償化、そのほか一部の無償化を合わせると34自治体が独自の方針により実施しております。今年度はみなかみ町も第3子の無償化が始まり、実施団体に含まれるようになりました。ただ、この実施状況を見てみますと、既に給食費無償化の事業を子育て支援としている市町村が多い中、スタートが遅れている感が否めません。

隣の沼田市では、4月より小中学校の給食費完全無償化が始まります。川場村や昭和村の実施延長の漏れ聞こえる話を聞くと、利根沼田の5市町村は、みなかみ町以外完全無償化になる見込みになっております。これは、教育環境の不平等さを生みかねないのではないかと危惧されます。

以前、教育長への一般質問で、義務教育9年間にかかる給食費の金額をお示しさせていただきました。給食費は、小学生月額4,300円、中学生4,800円ですから、1人12か月で中学生が5万7,600円、小学生が5万1,600円という計算になります。そこで、小学生6年間プラス中学生3年間、お幾らだったかというのもしさせていただきました。48万2,400円になります。近隣市町村の子育て支援として、この地域間格差を解消するのが行政の役割であり、責務なのではないでしょうか。

議長（石坂 武君） 町長。

町長（阿部賢一君） 他の自治体のお話をされました。他の自治体は他の自治体でそれぞれ判断されて、沼田市も無償化、やはり財源とかいろいろ心配もありますよね。行政の責任だというんだったら、首長の立場として言わせれば、だったら群馬県でやってください、国でやってくださいよという話ですよ。

先般ですけれども、青森県、宮下知事のところでは、やはり青森県下の自治体に給食費に対する交付金制度を青森県が今議会で今、予算審議、そういう動きもあるわけですよ。ですから、給食費無償化、段階的にとということは、前段申し上げました。段階的に目指す、それは目指す方法というのは、それぞれいろいろな方法があつていいのだと思います。ですから、一段としてそういう形で、去年からお世話になったところで、ただただ無料無料って、何でもただにするのが子育て支援かという、私はそうじゃないんだと思います。

みなかみ町は、ほかの自治体でやっていない子育て支援事業というのかなり手厚くやっているとふうに思います。そういうことを総合的に考えたときに、財源もそうですけれども、教育上、食べるものが全部ただというのが、本当に子供を育てる上で本当にそれが真の子育て支援なのかなというような思いもしています。

それはやらないというんじゃなくて、いずれにせよ、例えば、町内でこの間も、美香議員の農林業フォーラムの話、多分伝わっていると思うんですけども、あそこで、払うんだったらやはり町内で経済が回るように、できれば食材なんかも、これは海なし県ですから魚とか肉というのを給食にというわけには、これは無理な話ですけども、やはり町内で回る地産地消がある程度の数字みたいな形になったときには、それは町内の経済循環、そしてまた、そのときには、この間提唱させていただいた食農育という話をさせていただきました。そこでやはり子供さんにも児童生徒の皆さんにも、どういうところで僕たち、

私たちが食べている、口の中に入れていた材料がどこでできているのかという、農業の生産者にも寄り添うようなものを私は教育上、大変今の時代大切なのかなというふうに思います。

思いは十分理解をしております。他の自治体は他の自治体、みなかみ町はみなかみ町で、町として他の自治体ではできない、やっていない子育て支援策をやっているということでご理解いただきたい。そしてまた行政というのであれば、政府は異次元の子育て支援ということを持って、先ほどお話もありました、今いろいろ多分、文科省を中心に全国の調査をしているところだと思います。そういう部分についても、やはりその動きというものは注視するとともに、やはり期待をさせていただいているところでもあります。

議長（石坂 武君） 鈴木君。

（7番 鈴木美香君登壇）

7番（鈴木美香君） ほぼほぼ質問のお答えをちょっといただいてしまったので、これから20分弱、どういうふうに質問しようかなとか、組み立て直しをしながら質問してしまう形になってしまうかと思いますが、国や県の責任というのであれば、取り組むべきこととするなら、首長として、県や国に働きかけというのはされているんでしょうか。

議長（石坂 武君） 町長。

町長（阿部賢一君） それは事あるごとに、給食費の話は出ます。ただ、今の状況だと、そういう上部団体では、多分なかなか厳しいというお話は何っています。

議長（石坂 武君） 鈴木君。

（7番 鈴木美香君登壇）

7番（鈴木美香君） 私もそうですけれども、ぜひ声を上げ続けるということが大事だと思いますので、市町村が県や国を動かすべく働きかけをしていただきたいと思います。

先ほど、親の自覚というか、食べ物が無料ということに対して、そういう何でも無償化というのはいかがなものかという話がありました。先日、保護者の方にある小学校の献立表を見せていただきました。現状給食費を払っている状態でも、給食のおいしさやバランスの取れたきめ細かさ、献立の工夫や食べやすい配慮、アレルギー対応に感謝をおっしゃっておいしかったです。そのような保護者が給食費無償化になったからといって、親として自覚がなくなるとは思えません。感謝がなくなるとは思えません。そういう中で、大事なのが、町長もおっしゃられた食農育という形の取組だと思います。

学校給食、食教育の生きた食の教科書として、学校教育法でも教育活動の一環に位置づけられております。先ほどのみなかみ農林業フォーラムでも町長が食農育を考えていきたいという中で、食品ロスをなくし、地域の生産物を使った給食の提供についてお話をされていたことを挙げられたんですが、その中で、オーガニックビレッジ宣言というの也被含されていくことだと思います。

第3子に関しては、河合議員も質問をされるようですので、ちょっとこのまま外させていただきます。もう一度ちょっと振り返って、48万2,400円について、もうちょっと言及させていただきたいと思います。48万2,400円、この差はかなり大きいと思います。スポーツができるかもしれません。塾に通えるかもしれません。子供たちが夢

を諦めない環境が用意できるかもしれません。子育て世代の経済的負担の解消、そして何よりその費用を稼ぐため、働くことによって奪われる親と子供との時間を町としてきちんと向き合う時間として使っていただくことこそが本来の子育て支援と言えるのではないかと思います。町長、いかがでしょうか。

議長（石坂 武君） 町長。

町長（阿部賢一君） 決してそれがそうとは。そうなんですかね。給食を食べさせるために親が懸命になって働く、当然のことだと思います。それをただにして、その分を48万2,400円というのは学校ですよ。私はそう思っています。子供を食べさせるために、自分が食べなくても懸命に働いて給食費を払う、食べさせるというのは、自分も子育てする上ではそうでしたけれども、当然のことだと思います。それは私はそう思っていますし、そうやって子育て、苦勞して夜も働きながら懸命に、給食費が口座から引き落とされませんという通知をもらって、例えば自分でプライベートで使おうと思った金を給食費を払ったりとか、そういう本当に共働きで本当にいっぱいいっぱい給食費を払ってきました。決して、だからといって無料になればいいなんて、当時みじんも思ったことはありません。

今の若い方のお母さん方はどうか分かりませんが、少なくとも私はそういう思いで懸命に働き、子供に食べさせてきたということが現実でありますから、これが例えば浮いたからといって、それは個々にこれを払っていても、もう塾に行かせよう、何かに、例えば旅行に行こうということは、十分私は親ならできると思います。そういう意味においてはちょっと、その辺の考え方がちょっと差異があるかなというふうな思いがしています。

議長（石坂 武君） 鈴木君。

（7番 鈴木美香君登壇）

7番（鈴木美香君） 子供の食べることを親が払わないからといって、私は親の自覚が育まれないとは思えません。今、払わないでいるというか、自治体によって払わないで済んでいるところに住んでいる親御さんに自覚がないかということ、そうではないですよ。ですから、無償化にすることで親の自覚というのが薄まるとは思っておりません。

第3子の無償化というところで、先ほどちょっと河合議員が質問するから外すとは言ったんですが、ちょっと考えるところで、小中学生の3人目以降を対象とする家庭と就学支援の必要のあるご家庭のみの施策というのは、町の子育て支援としてはちょっとあまりよくない気がするんです。というのは、子育て世代における子供の数や年取に差をつけるべきではないと思うからです。学校教育の一環として、また、町の子育て支援であるなら、何らかの形で全ての生徒が享受できる支援でなくてはなりません。食に関することならなおさらだと考えます。

前回の給食費無償化の一般質問で、段階的に限定するなら、部活や塾、進学を控える中学生の給食費の一部に充てられないか伺わせていただきました。そのあたりのご検討というのはされたんでしょうか。どこのご家庭、どこの子供でも迎える中学生、財源確保が厳しいなら、以前も申しましたが、議員4名の削減分とほぼ同じになる金額になる中学3年生だけでも、対象としていただきたいのです。毎年生徒数が減っている現状で、再度ご提案させていただきたいと思います。その辺のところをお願いします。

議長（石坂 武君） 町長。

町長（阿部賢一君） ちょっと違うのかなと。議員定数を減らした分を、要するに給食費の無償化に充てたらどうだという、ちょっと勘違いしているのかなと思うんですね。浮いた財源を、それを決めるのは執行部側でありますし、浮いた分を給食費にというのは、それはちょっと理論的に違うんだと思います。執行権はあくまでもこっちにあるわけですから、その辺は誤解のないようにしたほうがいいかなというふうには思います。

それをやれという、そういう過去にコロナウイルスが発症し始めて流行し始めたときには、議員報酬を減らしてそれを目的として議員皆さんの総意で、私も議員でいたからあれですけども、こういう消毒とか体感で温度をはかったりする機械を公共に設置しましょうという形で、それは議員全員皆さんの総意でそういう形に決定されて設置されたんだという経緯があります。その辺の予算の関係はそういうことだと思います。

第3子の中学3年生、それは期間的にやっている自治体もあるのは承知しています。ただ、やはり中学3年生と第3子両方となると、やはり今の状況を考えると、ちょっと全てにおいて検討する時間が必要なかなと思います。

何もかも財源が厳しいと言っているわけじゃなくて、やはり前段、小学校統合のお話をさせていただきました。やっぱりこういう状況で、資材とかまた人手なんか非常に心配されて、資材なんか入ってこなかったり、電線とかいろいろ部材が調達できませんというような通達も来ているわけですね。そういう中で今回、みなかみ町は小学校をあれだけつくろうとしているわけなので、その辺の財源、お金がやはり読めない部分もありますので、そういう部分においても、やはり教育環境の整備として小学校建設に優先的に取り組む、決してそれが子育て支援のことも、ハード面においては十分未来を担う子供たちによりよい教育環境を整備するということでは、私はハード面においては十分な子育て支援策だというふうに認識をさせていただいております。

議長（石坂 武君） 鈴木君。

（7番 鈴木美香君登壇）

7番（鈴木美香君） ちょっと私も、できれば中学3年生というのはお金がかかりますので、そちらのほうにシフトしていただくような形をお願いしたいと思って質問させていただきました。

今年度の第3子の無償化というのは、お約束いただいた第1段階としての取組と捉えさせていただきますが、今後できることというのが地産地消とするなら、その道筋をどのようにつけていくのかお聞かせください。今回、本当に給食費無償化に向けた次なる段階というのを示していただかないと、来年度予算に対して、私も反対の意見を言わなくてははいけないかなという覚悟はしていますので、ぜひ。

議長（石坂 武君） 町長。

町長（阿部賢一君） 来年度予算の反対意見、それは個々の議員でそれぞれが判断すればいいことだというふうに思っております。それが議員さんの役目だと思っております。

これからのスケジュール感というんですけども、やはりこの間もお話しさせていただいたと思いますけれども、加工場、やはり必要だというふうに認識をしております。ただ、

新しいものを建設というのは、今の状況でやっぱり厳しい状況がありますし、必要はないと思っています。ある施設を有効に活用する、そして、そのために令和6年度からちょっと調査に入らせていただこうと思っています。

やはり加工場というのは、いろいろな果樹も盛んですし、株式会社たくみの里では、ちょっと小型なりんごジュースを絞る機械を導入したみたいなんですけれども、やはり給食に対応するとなるとそれなりの加工場的な、総合的な加工場みたいな施設は必要だと思っていますし、動き出して来年度から調査に取りかかるということでご理解いただきたいと思っています。

またその中で、出荷する生産者の方とか面積とか、いろいろな状況もありますので、直売所の連絡協議会を通じて、いろいろそういうシステムの構築なんかもちょっと支援していかなければいけないのかなというふうな思いはしております。

議長（石坂 武君） 鈴木君。

（7番 鈴木美香君登壇）

7番（鈴木美香君） ちょっと残り少なくなってきたので、今後、県や国も動き出すことでしょう。

その暁には、地域で育て育む郷土愛をぜひ給食という場を使っていただきたいと思っています。全ての子供たちが平等に栄養バランスのよい食事ができる給食を無償化することで、学校教育現場において最高の食育の場にしていただきたいと思っています。給食がどのような方が田畑に入り、時間と労力をかけ生産し、たくさんの方が食材を加工し運び、今、目の前にあるのか、そして食器を洗っているのは誰なのか、しっかりと仕組みを説明し、町の皆様の支えで給食を、例えば無償になったときは、町の皆様の支えで給食を無償でいただけることや保護者の皆様に元来かかっていた給食費の無償化による経済的また精神的負担の軽減をお子様と話し合う機会を持っていただくことが大事なのだと思います。

そこで、無償化された分を子供たちにどのように使ってもらえるのか、一部でもいいから子供たちの将来や夢のために学習や体験など学びのために費やしていただくことを具体的に考える時間というのを時間割の中に組み込んでいただきたいと思っています。そういうのが大事だと思います。無償化になった場合ですけれども、無償化をすることによって、本来支払うべき給食費の代わりにできること、塾に行きたい、野球をしたい、飛行機に乗りたい、馬に乗りたいなどといった夢を親子で話す時間を毎学年設けることをご提案させていただきます。

給食費の無償化がみなかみで育っていく子供たちの人間形成の一助となり、将来このみなかみ町に育ててもらったという愛郷精神にもつながることになります。義務教育の終わる中学校卒業のタイミングで、町報などで給食費無償化の下支えをされた町民への御礼の作文など掲載することで、町民の方々の一層のご理解もいただけるかと思っています。ほかの自治体ではここまでやってはいないのではないのでしょうか。この仕組みをぜひみなかみモデルとして、無償化に踏み切っていただきたいと思っています。

無償化が当たり前にならないよう、食育という教育へしっかりとつなげることで、価値ある施策になるかと思っています。その辺のところ、いかがでしょうか。

議長（石坂 武君） 町長。

町 長（阿部賢一君） 持論を展開されたというふうに思います。美香議員のそういうお考えはお考えで、尊重は十分させていただきたいと思います。

無償化、無償化というんですけれども、地産地消を含めてお話ししたことは理解していただいていますよね。そうなったときに、やはり愛郷心というんですか、郷土愛を育むためには食を通じて教育という部分については共感させていただきます。今までも私、答弁させてもらっていますけれども、全てがそれが本当の子育て支援、給食費を払わなかった分があるから夢を追えないということはあり得ないと思いますし、普通にその部分が子供の夢を追えないとか飛行機に乗れないとか、そういうことには私はつながらないと思います。本当に困っているご家庭の方には、ちゃんとした制度で支援する制度があります。ですから、本当に困っている人には手は差し伸べているということでご理解いただきたいと思いますし、いずれいろいろな形でいろいろな思いが形成されたときには、やはりそういうことも全てを含めて考えさせていただきたいと思います。

議 長（石坂 武君） 鈴木君。

（7番 鈴木美香君登壇）

7 番（鈴木美香君） 教育長はその辺の食育について、一言いただきたい。

議 長（石坂 武君） 教育長。

（教育長 田村義和君登壇）

教育長（田村義和君） 鈴木美香議員の質問にお答えいたします。

とても鈴木議員の考えていることは大切なことだなというふうに思います。学校の中でも、実際に食育のほうは給食の時間や特別活動、様々な時間において行われておりますので、給食の無償化に絡めてということはないと思うんですけれども、食を大事にする、地域の産業を大事にする、そういうことは、これからも引き続き学習の中で取り組んでいきたいと思います。

議 長（石坂 武君） 鈴木君、時間が迫っていますので、簡潔にまとめてください。

（7番 鈴木美香君登壇）

7 番（鈴木美香君） 町長の芯にある子供や町の宝という思いは、冒頭の地域の皆様の言葉にとっても町内全ての皆様も思っていることだと思います。折しも本日、高校受験の発表ということで、子供たちに満開の桜が咲くことを祈念いたしまして、フットワーク軽い町長のみななみファンクラブ代表としてのご活躍等にご期待を申し上げまして、私からの一般質問を終わりにさせていただきたいと思います。

以上です。

議 長（石坂 武君） これにて7番鈴木美香君の質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開を午後1時からとします。

（午前11時57分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

議 長（石坂 武君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

通告順序2 5番 茂木法志 1. 災害等に必要な避難所整備について

議長（石坂 武君） 次に、5番茂木法志君の質問を許可いたします。

茂木君。

（5番 茂木法志君登壇）

5番（茂木法志君） 議席番号5番茂木法志。

議長の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問させていただきます。

今回の質問は、災害時に必要な避難所整備等について、幾つか確認も含め質問させていただきます。

それでは、進みます。

1問目ですが、町内における避難所整備について、現状と今後の考えをお聞きいたします。

まず、今年1月1日に発生した能登半島を震源とする大規模地震により、多くの犠牲者が出てしまいました。そして、今なお被災され避難所生活など、厳しい状況は続いています。

今回発生した地震により避難所へ避難した方々は、一時的に3万4,000人が体育館や集会所など1次避難所に避難、その後、1.5次避難所や2次避難所、こちらのほうへ1万4,000人の方が1月31日の時点で、こちら集計ですが避難をされたそうです。

群馬県は比較的災害が少ないとされていますが、こちらはいつどこで起きるか分からない災害に対して、町民の安心・安全を確保するためにも日頃からの備えが必要だということは言うまでもないかと思えます。

町としても感染症対応避難所開設マニュアルや要援護者避難計画、災害計画など整備をはじめ自主防災組織の推進、そして昨年3月防災マップ、こちらの更新するなど、災害時に対する備えを進めているところではあるかと思えます。

そこで質問です。直近で起きた能登半島地震発生後、今回様々な教訓があったかと思いますが、町として見直したことや再確認したことがあるか、お伺いいたします。

議長（石坂 武君） 町長。

（町長 阿部賢一君登壇）

町長（阿部賢一君） 茂木議員の一般質問にお答えさせていただきます。

初めに、見直したことがあるかと、その前に状況等も含まれた質問だというふうに思いますので、両方含めて答弁させていただきます。

みなかみ町避難所は、町の地域防災計画に基づき、現在129か所の施設を避難所として指定し、その他にも8か所の施設を福祉避難所に指定しているのが現状であります。避難所開設に当たりましては、災害対策本部が災害の規模や種類などの状況に応じてその都度決定しております。風水害または雪害の発生のおそれがある場合及び災害が発生した場合に、安全が確保されるまでの間、あるいは住宅の被害が復旧されるまでの間、指定避難所等で当面居場所を確保することは、町民の安全を確保するとともに精神的な安心にもつ

ながるものであります。

能登半島地震の発生後、町の見直したこととか検証についてなんですけれども、町としては今回のような大規模災害が発生し、避難所生活が長期化した場合の避難所を見直す上で、例えば冬だとすれば温かい食事等を提供できる避難所体制や今回も浮き彫りになりましたトイレ等の衛生対策、そして冬期間だとすればやはり寒さ対策を研究していく必要があるというふうに考えております。

まず、すぐできることとしては、地震が冬の時期に起きた場合に備えて、大型の赤外線灯油ヒーターの導入、そして毛布やマット等の備蓄の数を増やすなどといった対策に取り組むとともに、町内6か所の自主避難所の災害対策用備蓄物資について在庫の総点検を実施し、不足している物資については補充を行いました。それが取りあえず1次答弁ということで、お願いします。

議長（石坂 武君） 茂木君。

（5番 茂木法志君登壇）

5番（茂木法志君） お答えいただいた中で、早速この能登半島で起きた地震に際しての教訓を踏まえて対応していただけたことを感謝いたします。

その備蓄、避難所の整備というところで備蓄というものは重要なものになってくるとは思うんですけれども、その前にこの災害が起きたときの協定ですね。協定結んでいる市町村、また各種団体、協会などについてちょっとお聞きしたいんですけれども、避難所開設とともに連携が必要になってくるのが、国や県をはじめとする各市町村や各種団体などの支援が必要になるかと思えます。

そこで災害協定について、現状の協定実態と各協定先との協定内容についてお聞きしたいと思えます。

議長（石坂 武君） 町長。

町長（阿部賢一君） 間違うとあれなんで正確に答弁させていただきます。

災害協定結んでいる他の自治体、また協会ということなんですけれども、現在、沼田市、片品村、川場村、昭和村、そして昨年協定結びました明和町、千代田町、取手市、中野区と災害時における相互応援協定を締結しております。内容については、災害時における応急措置及び復旧に関する相互応援として、食料、飲料水及び生活必需品並びに資機材の提供、救援及び救助活動に必要な職員の派遣、車両等の提供、ボランティアのあっせんなどがあります。

また、団体、協会との協定ですけれども、建設業協会、水道設備業協会と協定を結んでおり、令和6年4月からは電気設備業協会が新たに加わる予定となっており、災害応急対策業務に関する基本協定を締結する予定であります。内容は、町が管理する施設に災害が発生し、応急対策業務の協力を要請し、迅速かつ的確に対応することを目的としております。

ただ、このほかにも例えば本当に大規模な災害の場合には、もちろん県、そして自衛隊の相馬原でしたっけ、駐屯地の大隊長って一番偉い方とは協定といいますか、いつでも何かあったときは頼りにしてくださいというお言葉をいただいております。

それと、このほかにもいざというときのためにいろいろここだけが災害という、例えば近隣のトイレなんか考えた場合、本当に大規模な地震があったときは、恐らくここがああいう被害を受ければ隣の沼田市とか被害を受けると思いますんで、そういうときには本当に大規模な形で、今回のああいう形の要請がするようになると思います。

以上です。

議長（石坂 武君） 茂木君。

（5番 茂木法志君登壇）

5番（茂木法志君） ありがとうございます。

各種団体または自治体と協定を結ばれているということで、引き続きこちらのほうの推進を図っていただきたいと思っております。

先ほど町長の答弁で備蓄のことについてなんですけれども、今回の能登半島の教訓について、ヒーターなど追加していただいた項目あると思うんですけれども、この備蓄品と備蓄箇所についてお聞きします。

町が指定する備蓄箇所は、中央公民館、新治支所、水上社会体育館、いはるこども園、藤原小学校、カルチャーセンター、この全6か所かと思えます。この備蓄箇所についてどのような想定で選定しているのか、また備蓄品はどのような計算を基にして算出して整備しているのでしょうか。

議長（石坂 武君） 町長。

町長（阿部賢一君） 計算と備蓄の了得というふうな質問だと思いますが、町が6か所については50人が避難することを想定し、1日3回分の保存水、アルファ化米3日分をローリングストック方式で300人分の備蓄をしています。避難所生活が長期化するような場合の対応として、災害に備え、これも協定締結しているんですけれども、生活協同組合コープぐんまさん及び株式会社伊藤園さん等と応急生活物資及び飲料水の供給に関する締結をしております。物資が不足する可能性がある場合は、随時そこに限らず要請はしていきたいと思えますし、恐らく要請にはどこの事業者さんも応えてくれるんだと思えます。

議長（石坂 武君） 茂木君。

（5番 茂木法志君登壇）

5番（茂木法志君） 算出方法分かったんですけれども、選定、ここの箇所、備蓄箇所を選定しているのは、すみません、ちょっとさっき聞き漏らしたかもしれないんですけれども、選定しているのはどういったことでしょうか。

議長（石坂 武君） 町長。

町長（阿部賢一君） 地区が3か所に分かれているということです。

議長（石坂 武君） 茂木君。

（5番 茂木法志君登壇）

5番（茂木法志君） 町長の考えをお聞きしたいんですけれども、その備蓄箇所は6か所ということなんですけれども、これは町内について多いとお考えなのか、もしくは少ないと考えているのか、そのあたり。

議長（石坂 武君） 町長。

町長（阿部賢一君） 多い、少ないといえど適正な取りあえずは数なのかなというふうに認識、ただああいう災害が仮にですよ、起こった場合に、もちろんこれだけじゃ足りないというのはもう議員ももちろん承知していると思いますけれども、起きましたといったときに、誰もがあれだけの災害ならば、こっちからでもこうやって何でも送ろう、送ろうという動きになるわけじゃないですか。ただその都度向こうも、受け側も混乱しますよね。じゃなくてやはり整理して行政が窓口になって、先ほど申しあげましたように協定結んでいるところにはもちろん優先的にお願いしますけれども、例えば町内のコンビニあるとか、例えばみなかみだけ被災して、沼田市なりほかの近隣の自治体が被災していない状況だとすれば、沼田市にももうスーパーなり大型スーパーなりって、とにかくこういう状況なんで長期化しているので何とか頼むと言え、それはそのとき発災して何日かたったときには賄えるんだと思います。

お互いさまで、今回みなかみ町も給水活動で困っているときはお互いさまの精神で、もういつでもまた要請があれば行くというお話をさっきも答弁させていただいていますけれども、やはりそういうことなんだと思います。ただ、数だけ用意しておけばいいというものじゃないと思いますし、いざというときにはそういうやっぱり近隣の自治体とか、また遠方の方でも送ってもらうとか、そういう形では対応できるんだというふうに思っております。

仮にほかの自治体がそうなったとしても、みなかみ町にあるもので使えるものであればどんどん送る。仮に先般も去年でしたっけ、取手市で浸水被害があったとき、みなかみ町から要請がないけれども自発的に水を送らせていただきました。市長からありがとうございますと直接お礼にも来ていただいて、そういう現状もあります。

議長（石坂 武君） 茂木君。

（5番 茂木法志君登壇）

5番（茂木法志君） ありがとうございます。町長の考えが聞けたので良かったです。

その備蓄に関しては備蓄分散という考えもあると思うんで、先ほどの町長の答弁の中でもそれも含まれているのかなと解釈します。

次に、地域防災計画において、各家庭最低3日分の食料備蓄をとの周知をされているところですが、実際にどのくらいの家庭がその意識を持って取り組まれているかなど、こちら把握は難しいとは思いますが、されているかどうかということと、あとまた防災計画をつくり、配布する以外にも継続した啓発活動など重要性感じるところです。備蓄の分散を図る上でも各家庭の備えに対する行政としての周知対応のほうをお聞きします。

議長（石坂 武君） 町長。

町長（阿部賢一君） 町民自ら最低3日間の予定で、うち、あした食べるものの心配しているようなあれなんですけれども、最低そういうことで3日間ということはお願ひして、やはり周知というのは、恐らく今回あれだけの本当に日本が震撼するようなあれだけの災害があったわけで、まさに防災意識がここで皆さん、その点については高まっているんじゃないかというふうに思います。

やはり事あるごとにホームページとか広報とか、やはり去年配ったあれっでもうしまっ
ちやえばそのままですよね。なかなか取り出して見るということもない。ただ、今回のこ
ういう災害を見たときに、実際に1回見て開いて、自分はどこに避難すればいいんだろう、
うちの家族はどこに行けばいいんだろうとか、例えばみんな仕事で分散、家族もみんなば
らばらになっているときのそのときの非常事態のときの連絡方法はどうしよう、どうしよ
うって家族会議でやっぱり確認をし合っていたり、あとは広報、ホームページ、事
あるごとに危機管理室を中心として啓蒙、啓発活動に努めさせていただきたいと思ひます。

やはりふだん、平時こうやって災害がないと、なかなか自分の身に起きたときのことっ
てなかなか想像できませんけれども、ただああいう今でも苦勞して不安な生活を送ってい
る被災者の皆様を目にするときに、やはり自分に置き換えてもう一度自分の身、自分の家
族のときのことを想像して考えていただければと思ひています。

また、我々としては、町民の生命と財産を守るのが最大の責任でありますので、そのた
めにも茂木議員が今おっしゃるどういう周知しているかということについては、事あるご
とに町民の皆様にしっかりとおつなぎしていただきたいと思ひます。やはり自助、公助、
共助、それは原則かもしれませんが、行政ができる範囲というものも恐らく限られ
てくると思ひます。いざ発災、あれだけ災害が来たときは、でもやっぱりできることはす
る行政の役割を果たす用意というものは、いつも危機感と緊張感を持って当たりたいと思
っています。ありがとうございます。

議 長（石坂 武君） 茂木君。

（5番 茂木法志君登壇）

5 番（茂木法志君） 町長の答弁のとおり私もそう思っていますので、やっぱり日頃災害がないと
やっぱり忘れてしまうところはあると思うので、そのあたり引き続きまめに啓蒙活動して
いただければと思ひます。

次に、自主防災組織の推進、これ整備する上でも町を取組として大事なところになっ
てくると思ひます。自主防災組織推進に向けた町を取組について、現状と今後の課題につい
て、まずお聞きします。

議 長（石坂 武君） 町長。

町 長（阿部賢一君） 自主防災組織、それぞれの地域で組織をさせていただいている、大変心強く
感じております。やっぱり地域の活動を通して、顔の見える関係ですよ。それってやっ
ぱり安心につながるんだと思ひます。それで、行政による公助だけでなく、やっぱり先ほ
ど申し上げましたけれども自ら身を守る自助、さらには個人、組織、事業所等の連携など
で共助の体制をつくる。また、そのためにこの組織というのは多少役割を果たしていただ
いているんだというふうに思ひます。

また、そのような活動に対してみなかみ町自主防災組織活動補助金交付要綱を制定し、
自主防災組織が実施する活動に対して補助金を交付し、支援をしているところであります。
実績としましては、令和3年度9団体、令和4年度が18団体、令和5年度は現在のところ
16団体が活用していただいております、年々増加傾向にあり、今後もやはりより多くの行
政区に活用していただいで、地域の防災の強化を図ってもらいたいというふうに考えてお

ります。

そして、今後なんですけれども、自主防災組織の役割は大変その地域、地域にとっては大きな役割だと思います。そういった中で運営するに当たっては、やはり課題もやはりあります。構成員なり住民の高齢化、また災害時の組織が機能するかなどの不安も挙げられております。高齢化が進む中で若者が全く参加しないと、組織の弱体化や維持管理が難しくなっていくと考えられております。現役世代の人たちが活動に関わっていくことが重要であり、地域防災への関心を高めるためには行政の支援、お金だけじゃなくてもいろいろな面もありますから、とにかく防災に関するアドバイスをすることが役割なんかというふうに考えております。

茂木議員も現役の消防団員というふうに承知しているんですけれども、やはり消防団員、やはり顔が見える、地域で顔が見えるということは非常に、先ほども答弁させていただきましたけれども、高齢者の方とか、どこの何々さんちの何々さんだという顔が見えるということは非常に安心感を与えるんだと思います。いわゆるその地域の自主防災組織については、消防団の役割というのも大変重要な役割を担っていただいているというふうに思います。

議長（石坂 武君） 茂木君。

（5番 茂木法志君登壇）

5番（茂木法志君） 各行政区ごとに防災の計画や防災の対策、防災の意識のこちら差があるのが現状だと思いますけれども、ただ年々自主防災組織の補助金のほうも活用が広まって、備えが増えていっているのかなと思っております。

そこで、この自主防災組織推進に向けたその補助金の活用の状況踏まえた対応方法について、1点お伺いしたいんですが、身近な避難施設、対象となり得る、先ほど町長、行政区ということなんですけれども、この補助金の内容が団体だとかといったところでも補助になるよとなっているんですけれども、その中に含まれる、含まれないもお聞きしたいんですけれども、例えば避難施設、対象となり得る法人施設などに対する補助対象の追加の考え等がありますでしょうか。

議長（石坂 武君） 町長。

町長（阿部賢一君） 施設の追加という質問だと思うんですけれども、現在は自主防災組織の活用の補助金は、地域防災活動を行う行政区または地区住民で組織された団体となって、承知していただいているんだと思います。避難所への補助については、みなかみ町地域防災計画に記載された避難所を対象とした事業であるため、補助対象とはならないということですよ。

現在、指定避難場所は公共施設をしており、民間施設の追加については、やはり今後は考えなければいけないかなというふうに思って、地区地区でそれなりにクリアしている施設ですよ。耐震補強してあったりとか、例えば床面積ある程度のそういう状況、基準をクリアしている施設があれば、そういう部分をやっぱり見てやっぱり調べる調査必要だと思いますんで、あればそういうところ出向いて、調べて調査して研究するということがご理解いただきたいと思います。今の質問は大変ありがたい話だというふうに認識をさせ

ていただいております。

議長（石坂 武君） 茂木君。

（5番 茂木法志君登壇）

5番（茂木法志君） ありがとうございます。そうすれば検討として指定避難所、それ検討した上でですけれども、そこに対象となれば、その範囲としてなる可能性は十分にあり得るということですね。ありがとうございます。

これ、何で聞いているかといえば、やっぱり備蓄の分散とかいろいろやっぱり備えとして広めていくために必要なことを今お聞きしているんですけども、能登半島のその地震においても道路など寸断によって物資の供給ができず、対応が遅れたなどのケースが発生していたかと思えます。こういったときに災害時1つ気になる点が、孤立集落に対して今、現状、国のまた自衛隊等が入る前ですよ。想定している孤立集落に対する物資等の運搬方法についてお聞きしています。

議長（石坂 武君） 町長。

町長（阿部賢一君） 今回もやはり海上が駄目で、海底が隆起して船が着けない。やっぱり一番活躍したい陸路は道路が損傷して行けないというと、やっぱり空からが一番期待、有効的だったというふうに思います。

みなかみ町もやっぱり孤立、道路が寸断した場合、孤立する場所があるんだと思います。過去に水上地区においては土砂災害で寸断されたという実際に起きた災害もあります。そのときはやっぱり空からが一番、ヘリコプターですか、いいのかなと思います。そういう意味においては、やっぱりヘリポート、ヘリポートといいますか、正式なヘリポート、非常事態のときのヘリポート、例えばスキー場の駐車場、須川平に行けばアイチコーポレーションも過去にも降りたこともありますし、それはパイロットの判断だと思うんですけども、やはりそういう可能性があるところはある程度何か所かあるべきだと思います。

例えば今回思ったんですけども、赤沢スキー場の駐車場、茂木議員ももういって、あそこは十分ヘリポート着陸できる施設でありますし、あれはそういう場所で、やっぱり非常時のためのヘリポート的な施設としてあってもいいんじゃないかというふうに認識しております。

あと陸路寸断された場合は、あとは人海ですよ、やはり。目の前、あそこまで行かなくて道がないといったら、リュックでも何でもしょって歩いて救援物資を届ける。去年、猿ヶ京の寸断されたあそこは、たまたま50シーシーのバイクで行ける道がありましたんで、自分もリュックしょって危機管理室の職員と2人で、水とお米と何だろう、何かをビーンビーンというんで届けさせていただきました。やはりいろいろなそのときそのときの場所と時と場合によって、それは臨機応変に対応して届けるようにします。

議長（石坂 武君） 茂木君。

（5番 茂木法志君登壇）

5番（茂木法志君） 今、町長からヘリでということちょっとお話があったので、これ1つ提案なんですけれども、みなかみ町にヘリステーションというところをぜひ考えていただきたいなと思っています。ヘリステーション。昨年の秋口に遊覧やったと思うんですけども、

あれ谷川岳の遭難なども含めて、またヘリのパイロットの養成等も含めた形でみなかみ町にヘリステーションを検討することで、こういった災害時についてもヘリがすぐ離発着できるような仕組みができるのではないかと思いますので、そのあたりも検討していただければと思います。すみません、ありがとうございます。

それで、次に、災害時を想定した研修等の開催についてお聞きします。

町内でその研修や防災センター、群馬県の防災センター等を活用した行政職員の災害研修の実績をお伺いします。

議長（石坂 武君） 町長。

町長（阿部賢一君） 研修、令和4年度よりB&G財団支援事業を活用した防災拠点の設置と災害時総合支援体制の構築事業により、小型車両系の建設機械講習や給水訓練、救助艇研修会等を開催しております。災害発生時に応急対策の主体となる町職員が防災教育を通して防災に関する知識と適切な判断力を養うことができるため、積極的に参加をしているところであります。

また、3月2日、3日に開催された地域防災避難所開設研修では、避難所運営に係る実践的な研修を行い、自主防災組織、防災士、町民の皆様が参加され、災害研修の実績としましては、4年度が192人、5年度が154人と多くの方に参加をいただいております。また、行政の役場の職員も積極的に参加をさせていただいております。

いずれにせよそういう防災関係の研修とかがあれば、もう極力研修には参加していただくような体制は取っていきたいと思っております。

議長（石坂 武君） 茂木君。

（5番 茂木法志君登壇）

5番（茂木法志君） ぜひ積極的に参加していただき、また自分も参加したいと思いますが、その研修、効果とまた研修から得た成果など把握しながら、今後の推進していただければと思います。

次に、避難生活における環境整備についてお聞きします。

こちら、プライバシーの保護のための仕切り、女性に対する配慮、女性専用のスペースや個室、更衣室等の確保に対する対策についてお聞きします。この質問は、以前に同僚議員よりも一般質問でありましたが、その後の経緯も踏まえ、質問させていただきます。

議長（石坂 武君） 町長。

町長（阿部賢一君） 大切なことだと思います。女性、あとお子さん含めてやはり大切なことだと思います。ストレスがたまるのが長期間になると発生することというのはあるのかなというふうには想像します。プライバシーや空間が確保できないと、例えば着替えだったりトイレといった日常の何げないことが途端にストレスになるというようなお話も伺っております。

被害の大きさによっては長期にわたる避難所生活になることもあり、プライバシーの観点から、パーティションをワンタッチ式と段ボール組立て式を合わせ103張りを整備しております。新たに開閉しやすいカーテン式のパーティションを24張り整備させていただきました。これも前段のお話で今回の検証というか、それをしたことを踏まえて対応さ

せていただいております。

避難所は、やっぱりたくさんの方が狭い場所の空間で共同生活をするということになりますので、やはり困難を感じた方や必要な支援に違いがあるということを前提に、避難者のプライバシー、要介護者、女性や子育て家庭を守るための工夫を行いながら、誰でも安全で安心して過ごしていただける避難所の運営にこれからも努めていきたいと思っておりますし、そのために何が必要で何をすればいいかということを危機管理室を中心に今後検討させます。

議長（石坂 武君） 茂木君。

（5番 茂木法志君登壇）

5番（茂木法志君） ぜひお願いいたします。

それで、次の質問なんですけれども、災害時、やっぱりペットを連れて避難に来られる方も想定されると思うんですね。その際に現状と避難に対する想定対応、また町として今後ペット避難所の設置に対する考えについて。このペット避難所というのは事前にルールづくりが重要かと思っておりますが、そのあたりについての考えをお聞きます。

議長（石坂 武君） 町長。

町長（阿部賢一君） 今回のあれを見ても、ペットだと車の中でペットと一緒に過ごしたりと、もちろん小さいこういう猫でも犬でも、ペットといえども飼っている人は本当に自分の子供と同じで、家族と同じだというふうに思っています。ですから、そんな粗粗にはできないということは十分承知しております。

ただ、どういう形でということになってしまうと、やっぱり共同生活、避難所の生活になるとやはり衛生面、臭い、あとアレルギー、様々にいろいろの方がいますんで、今後はやはりそれが原因でまたトラブルになってもやっぱり困りますんで、避難所の外ですよ。やはり考えられるのは、やっぱり外にペットスペースを確保することやまた避難所をこういうふうに完全にシートというかあれで、空気も行ったり来ないような完全に仕切れるかということなかなか難しいんだと思います。車とか使用することが一番今のところは考えられるのかなというふうに考えております。

これからどういう、その部分においても、これ、どこの自治体でもやはりペット飼っている方って多いんで、いざそういうところで起きたときにはどうするかということは、これはうちも、みなかみ町もそうですけれども、ほかの自治体の例なんかがどういう例があるかということもやっぱり参考にしながら、検討しなければならないのかなというふうには思っております。ただ現状、こういう広い体育館の中で犬、猫、猫はこういう箱。

（「ゲージ」の声あり）

町長（阿部賢一君） ゲージというんですか。ゲージに入れておけるんかもしれないけれども、やっぱり大型犬も飼っている方って結構最近多いような気がしますんで、そういう場合には、やはり一緒というわけにはなかなか難しいのかなというふうな気はしています。そういうことでよろしいでしょうか。

議長（石坂 武君） 茂木君。

（5番 茂木法志君登壇）

5番（茂木法志君） 考えはお聞きしたので、伊勢崎市のほうでペット避難所というのを1か所、

使用されている体育館を利用してやられているということで、ただそちらも話を聞きにいくと、やっぱりまだまだペットに対しての備蓄とか、あとは避難したときのルールづくりとか、そういったのはまだそこまで議論されていないそうなんですけれども、一応設置として、どこに連れていけばいいかということぐらいは分かるようにしているというところはありませんので、そのあたりも参考にさせていただいて、検討していただければと思います。

次に、2番の質問なんですけれども、教育施設における避難所指定について、災害を想定した上での現状の対応と課題についてお聞きします。

地域防災計画の文教対策にも記載項目あることも含めて、まず教育現場において、災害時における初動についてお聞きします。想定としてどのようにされていますでしょうか。

議長（石坂 武君） 教育長。

（教育長 田村義和君登壇）

教育長（田村義和君） 茂木議員のご質問にお答えいたします。

学校施設については、ご存じのとおり災害時の指定緊急避難場所及び指定避難所として指定されていますので、町の災害対策本部から要請があった場合は、速やかに避難所として学校を開放しなければなりません。例えば豪雨災害の場合は、最初に開設する町内6か所の避難所に藤原小学校が指定されていますので、藤原小学校につきましては一番最初に要請が来るかなというふうに思いますけれども、速やかに避難住民を受け入れる体制を整えてもらいます。具体的には、町の対策本部からの要請を受けて、校長はまず使用範囲の安全点検とどこからどこまで使っていいかというその区分け、それを行いまして、施設を、体育館になると思うんですけれども、体育館を開場して、町職員と避難所運営の協力業務を行います。で、町の担当の方に引き継いでいくというような形になります。

学校の授業時に、例えばこの前みたいに能登半島地震のように大規模な地震が発生すれば、緊急に住民が避難してきた場合については、教職員が児童生徒の安全を確保するのはまず第一ですけれども、それとともに避難所として住民の受入れを行わなければならないということでかなり大変な状況になるかなというふうに思いますけれども、いずれの場合におきましても、町の災害対策本部の要請を受けて、教職員が避難所運営の協力業務を行って、町の職員に、町の職員が到着した後は速やかに引き継いでいくというような形で対応していくことになっております。

議長（石坂 武君） 茂木君。

（5番 茂木法志君登壇）

5番（茂木法志君） そうしましたら、次に、災害の被害が長期化した場合、教育施設としての想定している生徒への対応と、あと文教対策のほうに、校舎の一部が使用できないときは、残存施設を活用しということで、必要に応じて二部授業を実施するということが書かれているんですけれども、この残存施設とはどこまでを想定されているのか、お聞きします。

議長（石坂 武君） 教育長。

教育長（田村義和君） まず、災害が長期化した場合、学校の対応ということになりますけれども、町は学校を避難所として指定する場合には、学校は教育活動の場であることから、避難所

としての機能は応急的なものに学校は位置づけられています。ですから、長期化する場合については、学校に避難をしてこられている方々を違う公共施設等へ避難の場所を変えていただくとか、そういうふうに行いまして、早急に授業を実施できるよう関係機関と調整をしていくということになっています。

やむを得ず学校を避難所として利用していかなければならない、しかも先ほど言った一部が使用できないというのは、耐震補強しているから大丈夫だとは思いますが、崩れて校舎の半分が使えないというような教室が半分しか確保できないとかという場合には二部授業ということで、午前の部とか午後の部と2つに分けて授業をしていくというようなことで、文教対策のところでは二部授業というふうに記載されているというふうに認識しております。

議長（石坂 武君） 茂木君。

（5番 茂木法志君登壇）

5番（茂木法志君） 理解できました。ありがとうございます。

教育施設における災害起きたときのちなみに備蓄品等の整備状況と、また備蓄品があるとなれば、その見直し状況というのはいかがでしょうか。

議長（石坂 武君） 教育長。

教育長（田村義和君） 学校により多少違うんですが、備蓄品は、アルファ米や救給カレー、クラッカー、水などはほぼ全部の学校に100食分ぐらい保管していることをちょっと確認、調査して確認しております。

最初に開設する6か所の避難所に指定されている藤原小学校は、それだけではなくて、ちゃんと毛布だとかほかのものもちゃんと備蓄されているというような状況ですが、やはりちょっと学校についてばらつきがありますので、今後は危機管理室と協議しながら、補充や入替えも必要になってくると思いますので、それができるよう検討していきたいというふうに思います。

議長（石坂 武君） 茂木君。

（5番 茂木法志君登壇）

5番（茂木法志君） ぜひその備蓄の見直し含めて、賞味期限近いものはローリングストックも含めてなんですけれども有効活用できるように、教育施設にある備蓄類もやっていただければと思います。よろしくをお願いします。

最後の質問なんですけれども、最後って最後の項目、避難所において合理的配慮を踏まえた町の対応についてお聞きします。

避難所での合理的配慮ということで考えると、福祉避難所の役割が重要になってくるかと思えます。そこでまず福祉避難所の開設について、専門的なスタッフの支援ができるスタッフの対応など、こちらのほうどう対策として考えているのか、お聞きします。

町長、これ障害の抱えている親御さんたちからのちょっと声として、福祉避難所といっても、指定されているけれどもどこへ行ったらいいか分からないとか、ちょっと行きづらいというような、ほかの人に迷惑かけるのではないかといた声や町民の方々からもあることを添えて、ちょっとこちらのほう質問させていただきたいと思えます。

議長（石坂 武君） 町長。

町長（阿部賢一君） 合理的配慮ということで、そういうちょっと弱い立場の方がどこ行ったらいいとかかそういうことだと思います。

今年度からでもそういう計画、避難計画作成には取り組んでおります。個別の今、茂木議員がおっしゃったのは、お子さんとか高齢者の要介護も含めてということですよ。令和5年度については、河川洪水浸水想定区域の方を対象として個別避難計画に関する意向確認調査を実施したところであります。75歳以上の高齢者世帯については、民生、児童委員にロクイチ調査の際に意向確認調査を依頼し、それ以外の方につきましては、文書により通知を出し、意向確認調査を実施しているところであります。個別避難計画の策定対象者は3,143人おりましたが、策定には本人の同意が必要となりますので、令和5年度の個別避難計画策定該当者につきましては56名となり、要支援者個別避難計画作成を総務課で実施するとともに、社会福祉協議会に計画の作成を委託し、今年度については3月末までにその避難計画を完成させる予定となっております。

ただ、茂木議員おっしゃるように非常に大事なことだという認識は十分あります。やっぱり本来は、そういう弱い立場の方々を最優先すべきではないかというふうにも考えておりますし、どこ行く場所が分からないというお話でしたけれども、いわゆるそれはいつ何があるか分かりませんから、いつでもどこでもそういう福祉避難所はここですよということは、やはり先ほどの避難防災意識の啓発と同じに併せて町民の皆様に周知したいと思っております。

また、やはりそういう仕事に携われる町民の方々もいますよね。そういう方々にもやはりこういうところは福祉避難場所になっていますよということはやはりお知らせして、その方から例えば要介護の方にお伝えしていただくとかいろいろな方法はあると思えますので、努めていきたいと思えますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（石坂 武君） 茂木君。

（5番 茂木法志君登壇）

5番（茂木法志君） 個別避難計画のことも触れていただいてありがとうございます。

それで、ちょっと福祉避難所の観点からでちょっと1つ町長の考えを聞きたいことがあります。能登半島地震のときにも各市内にある公共の、ここでいうと6つの箇所、町内ですと、その福祉避難所のところだけでは足りず、そのほかの福祉施設や障害者施設、またホテルや旅館など、こちらを福祉避難所の施設として開設されて、それぞれ避難状況は異なりますけれども、多くの要配慮者を救っているという状況があります。

例えば輪島市では、民間の法人施設とも福祉避難所の協定を締結し、災害時に備えて連携を図っています。こういったことは、町内での自主防災組織推進にもつながるのではないかと思いますし、支援の備えを広げる意味でも町内の施設との協定、そして日頃からの連携は必要ではないのでしょうか。また現在、町内で地震があった際に対応できる町内施設、協定などはどのようになっていますでしょうか。そちらについてお聞きします。

議長（石坂 武君） 町長。

町長（阿部賢一君） おっしゃることは分かります。能登半島のあの災害の地震見ても、社会福祉

施設、例えば福祉施設から要介護の大変重い方が担架で運び出されて次の施設に移るような映像も見て、大変だなというふうに認識しました。やはり大変ありがたい質問だというふうに認識しております。

いずれにせよいざというときはどういう行動をしていいか、みんな分かんないと思います。行政の役割としては、そこでちゃんと指揮、命令できるような体制が必ず取っているということと、先ほど今申し上げた専門的な福祉施設との協定というのは、これから前段のお話とも相かぶるところはあるんですけども、研究といういろいろ調査しながら多くあったほうがいいのかなという思いもありますけれども、何でもどこでもというわけにいきませんで、それなりにやはり耐震補強があったり、例えば福祉、障害者の方を受け入れるのであればバリアフリーになっているんかとか、いろいろな要件というのがあると思うんですよね。やはりそれを全てクリアした中で、お互い相手方もいますんで協議を進めるべきだと思います。

いずれにせよいろいろな条件あると思いますけれども、やはりそれを一步一步クリア、お互いにもそういう思いがあるんだとすれば一步一步クリアしながら、福祉、要介護者とか弱い立場の人が避難する場所にはそういう施設のほうがやっぱりいいんだというふうには思っていますんで、非常に心強い質問だというふうに思っております。今後、ですからいろいろな面で協力し合えればと思っていますんで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（石坂 武君） 茂木君。

（5番 茂木法志君登壇）

5番（茂木法志君） ぜび町内の事業者からの意見としても、ぜびこういった災害時のときは協力したいという声も多くいただいておりますので、その旨も伝えさせていただきます。

それで、ちょっともう残り時間が少ないので端的に、備蓄の品目について、こちらの品目を確認すると、やっぱり障害、介護、要配慮者に対する配慮というのは、なかなか想定がそこまで行き届いていないのかなと感じるところなんですけれども、例えばペースト食ですとかそういったところの準備というのは、想定はどのようにされていますか。また、どのような考えがありますでしょうか。

議長（石坂 武君） 町長。

町長（阿部賢一君） いろいろあれもこれもというお話になるんだと思います。それは、いざというときの備えは最低限でということだと思うんですけども、今こうやってご意見いただいて受け止めさせていただいて、今度入れ替えるときに例えばそういうものを1品増やすとか、そういうことはあってもいいのかなと。いずれにせよ臨機応変に対応させていただくことでよろしいでしょうか。何もないことがいいんですけども、本当に天災は忘れた頃にやってくるということわざがあるように、いつどこで起こるか分かりませんので、危機管理室を中心にしっかりと危機管理意識を持って、緊張感を持って対応させていただきたい。

ちなみにみなかみ町は、震度5弱で一応役場に集合する、幹部というんですか、なっています。能登半島地震のときの対応をちょっとお伝えさせましたのも、電話で連絡を取りまして、必ず余震ももっと大きいのが来るかもしれないから、いつでも電話だけは通じる

ようにしておきましょうということを確認しました。それで私は、個人的に24時間もういつあるかぐらい携帯を自宅にいても離さず、幸い夜中に、夜に国土交通省の高崎の事務所長から電話があつて、それで夜中の2時にも高崎の事務所から、所長から電話をいただいて携帯でやり取りした経緯があります。

議長（石坂 武君） 簡潔にお願いします。

（5番 茂木法志君登壇）

5番（茂木法志君） 前段までの話で町長の考えもお聞きできたので、本当にちょっと個別避難計画の活用方法とかそういったところをお聞きできればと思ったんですけども、またそれは次回にして、今回の質問は終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

議長（石坂 武君） これにて、5番茂木法志君の質問を終わります。

散 会

議長（石坂 武君） 以上で本日の議事日程第1号に付された案件は全て終了いたしました。

明日3月6日は午前9時より一般質問を再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。大変ご苦労さまでした。

（午後 1時51分 散会）